消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

製造所固有記号制度届出データベース
届出マニュアル
(食品関連事業者向け)

改版履歴

版数	日付	改版者	摘要(変更箇所)
1.0	2025/04/01	消費者庁	新規作成
1.1	2025/06/20	消費者庁	全体 ・各メールの本文内に問い合わせ受付フォームの URL を追記 2-2 共通操作 ・詳細画面各項目の表示/非表示の切替方法を追記 2-5 FAQ の利用方法 ・FAQ 画面の差し替え 3-1 G ビズ ID でログインする (2)G ビズ ID で利用可能なサービスに設定する ・G ビズ ID で利用可能なサービスに設定する手順についての章を追加 (3)G ビズ ID でログインする ・紐づけスキップ時に表示される「確認」画面の画像を差し替え ・ログイン画面にパスワード再設定に係る注記を追記 3-2 ユーザ ID(食品関連事業者 ID)から G ビズ ID に紐付けてログインする (2)G ビズ ID で利用可能なサービスに設定する ・G ビズ ID で利用可能なサービスに設定する手順についての章を追加 (3)G ビズ ID でログインする ・ログイン画面にパスワード再設定に係る注記を追記 3-3 ユーザ ID(食品関連事業者 ID)でログインする (2)ユーザ ID のパスワードを設定する ・ログイン画面にパスワード再設定に係る注記を追記 (3)ユーザ ID と二要素認証でログインする ・ログイン画面にパスワード再設定に係る注記を追記 ・PC ブラウザ MicrosoftEdge (Authenticator: 2FA Client)の QR コードを利用する場合を追記 4-1 ログインする(2 回目以降)

			(1)G ビズ ID でログインする(2 回目以降) ・ログイン画面にパスワード再設定に係る注記を追記 (2)ユーザ ID でログインする(2 回目以降) ・ログイン画面にパスワード再設定に係る注記を追記 ・PC ブラウザ MicrosoftEdge (Authenticator: 2FA Client)の QR コードを利用する場合を追記 4-2 ログアウトする ・ログイン画面にパスワード再設定に係る注記を追記 5-2 基本情報の変更を行う (1) 基本情報の変更の届出を行う ・基本情報の変更届で仮受付メールが送信される条件に「食品関連事業者の屋号」変更を追加 6-1 新規の届出を行う (1)製造所に係る届出情報の新規の届出を行う ・「氏名又は名称」が異なっていても、同一の製造所固有記号の届出はできない旨を追記 6-2 届出情報の変更を行う ・リストビュー「最近参照したデータ」の表示項目修正 6-3 届出情報の更新を行う (1)届出情報の更新を行う ・製造所固有記号届出一覧画面の差し替え 6-4 届出情報の廃止を行う ・製造所固有記号届出一覧画面の差し替え 8-2 ユーザ ID のパスワードを再設定する ・ログイン画面にパスワード再設定に係る注記を追記 8-2 ユーザ ID のパスワードを再設定する ・PC ブラウザ MicrosoftEdge (Authenticator: 2FA Client)の QR コードを利用する場合を追記 8-3 ユーザ ID の再通知申請をする ・ログイン画面にパスワード再設定に係る注記を追記

			8-4 二要素認証情報を他の端末に移行する ・機種変更を行う際に二要素認証を新端末に移行する手順を追加 8-5 Salesforce 画面が表示される場合 ・章の追加（キャッシュクリア手順について記載）
1.2	2025/08/12	消費者庁	3 .はじめてログインする ・ユーザ I D(食品関連事業者 ID)の発行終了に関する記載箇所を変更
1.3	2026/05/27	消費者庁	3-2 ユーザ ID(食品関連事業者 ID)から G ビズ ID に紐付けてログインする (3) G ビズ ID でログインする ・G ビズ ID 紐付けの確認画面を追加
1.4	2026/09/02	消費者庁	全体 ・画面表記に合わせ、認証関連の用語を修正（「認証コード」から「確認コード」、「検証コード」から「認証コード」） 1-2 動作環境 (1) デバイス及びブラウザ ・本システムの動作環境の対象デバイスから、iPhone、iPad（iOS）及び Android を削除 (3) 二要素認証に使用するデバイス ・二要素認証デバイスについての説明を追加 3-3 ユーザ ID(食品関連事業者 ID)でログインする (3) ユーザ ID と二要素認証でログインする ・二要素認証設定画面の遷移先変更 ・二要素認証の検証方式選択画面変更 4-1 ログインする(2 回目以降) (2) ユーザ ID でログインする(2 回目以降) ・Salesforce Authenticator にログイン承認の通知が届かない場合の手順を追加 6-1 新規の届出を行う (2) 届出情報に不備があった場合に再度届出を行う ・製造所固有記号届出詳細画面の差し替え 6-2 届出情報の変更を行う (2) 変更届の内容に不備があった場合に再度届出を行う ・製造所固有記号届出詳細画面の差し替え

			8-4 二要素認証情報を他の端末に移行する ・QR コードのスクリーンショットを新端末から確認可能な場所に保存する旨を追記 8-5 Salesforce 画面が表示される場合 ・操作画面画像の赤枠位置を修正（「…」からゴミ箱アイコンへ変更）



このマニュアルでは、重要な情報や特に注意すべき内容を示すために、左の「注意」アイコンを使用しています。

・アイコンの意味

このアイコンは、操作中に問題が発生する可能性がある場合や、事前に知っておくべきリスクがある箇所を示しています。安全性を確保し、正確に操作を行うために必ず確認してください。

・使用箇所

- 操作手順の中で誤操作によりシステムが正常に動作しなくなる可能性がある部分。
- 特定の操作に関連してデータや入出力内容に影響を及ぼすリスクがある箇所。
- 推奨される手順や設定に従わない場合に問題が発生する箇所。



このマニュアルでは、操作をスムーズに進めるためのコツや役立つ情報を示す際に、左の「ポイント」アイコンを使用しています。

・アイコンの意味

このアイコンは、操作時に覚えておくと便利な情報や効率的な手順、追加のヒントを示します。特に初心者や操作に不慣れなユーザにとって役立つ情報を提供します。

・使用箇所

- 操作を効率化するコツや省略可能な手順を説明する箇所。
- より良い結果を得るための追加情報や参考情報。
- 設定や操作に関する FAQ 的なヒント。

目次

1. はじめに 1

1-1 システムを使用する前に(必ずお読みください) 1
1-2 動作環境 1
(1) デバイスおよびブラウザ 1
(2) ブラウザの設定 1
(3) 二要素認証に使用するデバイス 1
1-3 システム利用時間 1
1-4 問合せ先 2
1-5 G ビズ ID 2
1-6 その他 2

2. 製造所固有記号制度届出データベースについて 3

2-1 システムの基本概要 3
(1) 食品関連事業者の基本情報の届出 3
(2) 製造所に係る届出情報の届出(ログイン後) 3
(3) 食品関連事業者の基本情報の届出(変更届)(ログイン後) 4
2-2 共通操作 5
2-3 表示されるメッセージ 10
2-4 掲示板の利用方法 11
2-5 FAQ の利用方法 14
2-6 印刷方法 17
2-7 セッションタイムアウト 19
2-8 システムメンテナンス 19
2-9 ブラウザの設定 20
(1) 信頼済サイトへの登録 20
(2) インターネット Cookie の設定 23

3. はじめてログインする 26

3-1 G ビズ ID でログインする 26
(1) G ビズ ID を取得する 26
(2) G ビズ ID で利用可能なサービスに設定する 27
(3) G ビズ ID でログインする 28
3-2 ユーザ ID(食品関連事業者 ID)から G ビズ ID に紐付けてログインする 35
(1) G ビズ ID を取得する 35
(2) G ビズ ID で利用可能なサービスに設定する 35
(3) G ビズ ID でログインする 36
3-3 ユーザ ID(食品関連事業者 ID)でログインする 43

(1) 二要素認証ツールを準備する....44
(2) ユーザ ID のパスワードを設定する....50
(3) ユーザ ID と二要素認証でログインする....57

4. ログインする(2 回目以降)....84

4-1 ログインする(2 回目以降)....84
(1) G ビズ ID でログインする(2 回目以降)....85
(2) ユーザ ID でログインする(2 回目以降)....89
4-2 ログアウトする....100

5. 食品関連事業者の基本情報の届出を行う....101

5-1 基本情報の届出を行う....101
(1) 新規の届出を行う....101
(2) 基本情報に不備があった場合に再度届出を行う....107
(3) 受付の完了を確認する....110
5-2 基本情報の変更を行う....111
(1) 基本情報の変更の届出を行う....111
(2) 基本情報に不備があった場合に再度届出を行う....122
(3) 受付の完了を確認する....125

6. 製造所固有記号の届出を行う....126

6-1 新規の届出を行う....126
(1) 製造所に係る届出情報の新規の届出を行う....126
(2) 届出情報に不備があった場合に再度届出を行う....134
(3) 製造所固有記号届出入力シート(CSV)を利用して、大量の届出を取り込む....139
(4) 受付の完了を確認する....144
6-2 届出情報の変更を行う....145
(1) 届出情報の変更の届出を行う....145
(2) 変更届の内容に不備があった場合に再度届出を行う....158
(3) Excel ツールを使用して変更の届出を取り込む....161
(4) 受付の完了を確認する....169
6-3 届出情報の更新を行う....170
(1) 届出情報の更新を行う....170
(2) 受付の完了を確認する....174
6-4 届出情報の廃止を行う....175
6-5 更新期限について....179
(1) 更新期限のお知らせ....179
(2) 届出情報の廃止のお知らせ....181

7. データベース利用停止の届出を行う....182

7-1 データベース利用停止の届出を行う....182

7-2　データベース利用停止届の内容に不備があった場合に再度届出を行う 192
7-3　受付の完了を確認する 197

8.　その他 198

8-1　ユーザ ID のパスワードを変更する 198
8-2　ユーザ ID のパスワードを再設定する 204
8-3　ユーザ ID の再通知申請をする 216
8-4　二要素認証情報を他の端末に移行する 219
8-5　Salesforce 画面が表示される場合 236

6. 製造所固有記号の届出を行う

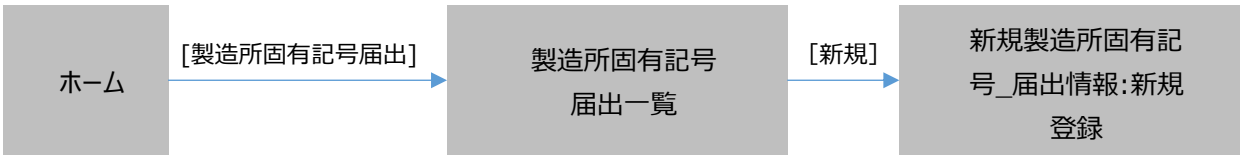
6-1 新規の届出を行う

(1) 製造所に係る届出情報の新規の届出を行う

【画面の表示】

・ホーム画面の上部メニューの「製造所固有記号届出」をクリックすると「製造所固有記号届出一覧」画面が表示されます。

・「製造所固有記号届出一覧」画面の「新規」ボタンをクリックすると「新規製造所固有記号_届出情報:新規登録」画面が表示され、製造所に係る届出情報について新規の届出ができます。



検索結果の画面表示項目

「製造所固有記号届出一覧」画面



画面項目の説明

No.	項目名	説明
[1]	「申請 No」	申請 No が表示されます。 リンクをクリックすると、詳細画面に遷移します。 ※なお申請 No は受付番号ではなく、システム管理番号です。
[2]	「受付番号」	受付番号が表示されます。
[3]	「版数」	版数が表示されます。 ※版数は、差戻し後の再届出を行った回数です。
[4]	「届出日」	届出日が表示されます。
[5]	「製造形式」	製造形式が表示されます。
[6]	「食品関連事業者の氏名又は名称」	食品関連事業者の氏名又は名称が表示されます。
[7]	「製造者の氏名又は名称」	製造者の氏名または名称が表示されます。
[8]	「製造所固有記号」	製造所固有記号が表示されます。
[9]	「製造所の名称」	製造所の名称が表示されます。

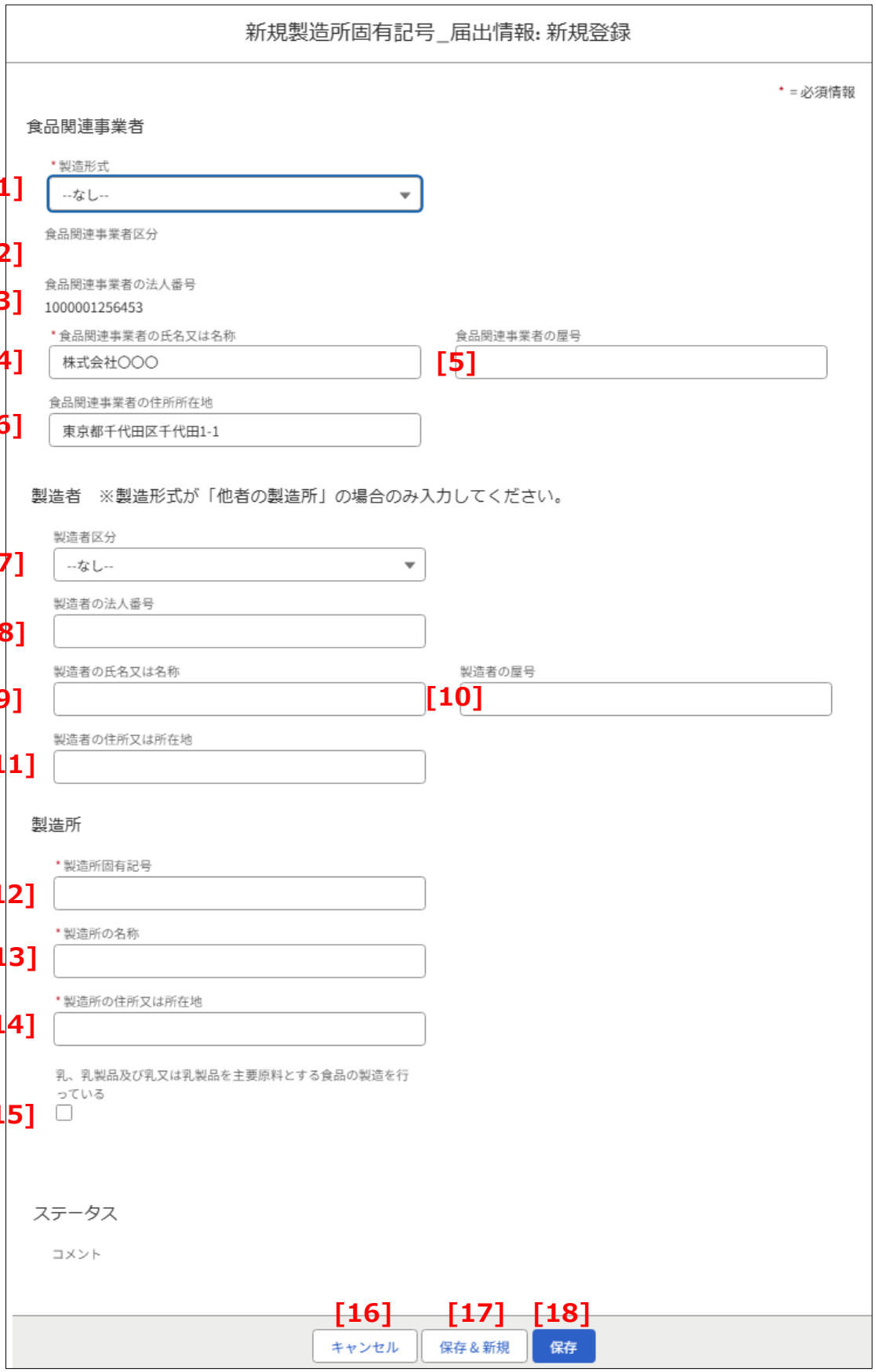
No.	項目名	説明
[10]	「更新期限」	更新期限が表示されます。
[11]	「履歴」	履歴が表示されます。 ※「変更届」、「廃止届」、「更新届」の届出を行った場合に、履歴がカウントアップされます。
[12]	「届出の種類」	届出の種類(「新規届出」、「変更届」、「利用停止届」等)が表示されます。
[13]	「最新情報」	最新情報にチェックを付して表示します。
[14]	「ステータス」	ステータスが表示されます。

①「製造所固有記号届出一覧」画面から、「新規」ボタンをクリックします。



② 「新規」ボタンをクリックすると、「新規製造所固有記号_届出情報:新規登録」画面が表示されるので、必要事項を入力します。赤い＊がついている項目は入力必須項目です。

「製造所固有記号届出(新規)」画面



画面項目の説明(＊は入力必須項目)

No.	項目名	説明
[1]	「製造形式」プルダウン(＊)	製造形式を「自者の製造所」または「他者の製造所」から選択します。
[2]	「食品関連事業者区分」	基本情報の届出時に登録した区分が選択されます。
[3]	「食品関連事業者の法人番号」	基本情報の届出時に登録した法人番号が表示されます。
[4]	「食品関連事業者の氏名又は名称」テキストボックス(＊)	食品関連事業者の氏名または名称を入力します。 この食品関連事業者は、包材に表示する表示内容に責任を有する者です。
[5]	「食品関連事業者の屋号」テキストボックス	必要に応じて食品関連事業者の屋号を入力します。 この食品関連事業者は、包材に表示する表示内容に責任を有する者です。
[6]	「食品関連事業者の住所所在地」	食品関連事業者の住所または所在地を入力します。 この食品関連事業者は、包材に表示する表示内容に責任を有する者です。
[7]	「製造者区分」プルダウン	製造者の区分を「法人」または「個人」から選択します。 ※「製造形式」が他者の製造所の場合のみ入力必須項目です。
[8]	「製造者の法人番号」テキストボックス	製造者の法人番号(13 桁)を入力します。 法人番号は、国税庁が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき指定しています。法人番号に関して詳しくは、国税庁にお問合せください。 ※「製造形式」が他者の製造所の場合のみ入力必須項目です。
[9]	「製造者の氏名又は名称」テキストボックス	製造者の氏名または名称を入力します。 法人の場合は、法人名(法人登記されている名称とし、代表者の氏名は不要)、個人の場合は、個人の氏名を入力します。 ※「製造形式」が他者の製造所の場合のみ入力必須項目です。
[10]	「製造者の屋号」テキストボックス	必要に応じて製造者の屋号を入力します。 ※「製造形式」が他者の製造所の場合のみ入力可能項目です。
[11]	「製造者の住所又は所在地」テキストボックス	製造者の住所または所在地を入力します。 法人の場合は、本社住所(所在地)、個人の場合は、生活の本拠を入力します。 ※「製造形式」が他者の製造所の場合のみ入力必須項目です。

No.	項目名	説明
[12]	「製造所固有記号」テキストボックス（＊）	製造所の製造所固有記号を入力します。
[13]	「製造所の名称」テキストボックス（＊）	製造所の名称を入力します。
[14]	「製造所の住所又は所在地」テキストボックス（＊）	製造所の住所または所在地を入力します。
[15]	「乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品の製造を行っている」チェックボックス	製造所固有記号を使用される予定の商品の中で、乳製品等の食品がある場合にチェックをします。 ※「製造形式」が自者の製造所の場合のみ選択可能項目です。
[16]	「キャンセル」ボタン	新規の届出を中止する場合、このボタンをクリックして編集モードを終了し、「製造所固有記号届出一覧」画面へ戻ります。 入力した情報は保存されません。 編集モードを終了すると「保存」ボタンが非表示になります。
[17]	「保存&新規」ボタン	入力した内容がデータベースに保存されます。 続けて、空の「新規製造所固有記号_届出情報:新規登録」画面が表示されます。複数の届出を連続して新規登録する際に、このボタンを使います。
[18]	「保存」ボタン	入力した内容がデータベースに保存されます。 「新規製造所固有記号_届出情報:新規登録」画面が閉じ、保存した「製造所固有記号届出詳細」が表示されます。



製造所固有記号は、アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名またはこれらの組合せであって、文字数は 10 文字以内です。また、全角での入力が必須となります。

③ 必要事項を入力したら、**「保存」**ボタンをクリックします。
複数の届出を連続して新規登録する場合は、**「保存&新規」**ボタンをクリックします。
届出情報の届出を中止するときは、**「キャンセル」**ボタンをクリックします。このとき、入力した情報は保存されません。



「キャンセル」ボタンをクリックすると、確認メッセージは表示されず、そのまま「製造所固有記号届出一覧」画面へ戻りますのでご注意ください。

「食品関連事業者の氏名又は名称」が異なる場合でも、同一の食品関連事業者において、同じ製造所固有記号のデータが存在する場合、製造所固有記号は既に登録されている旨のメッセージが表示され、保存できません。

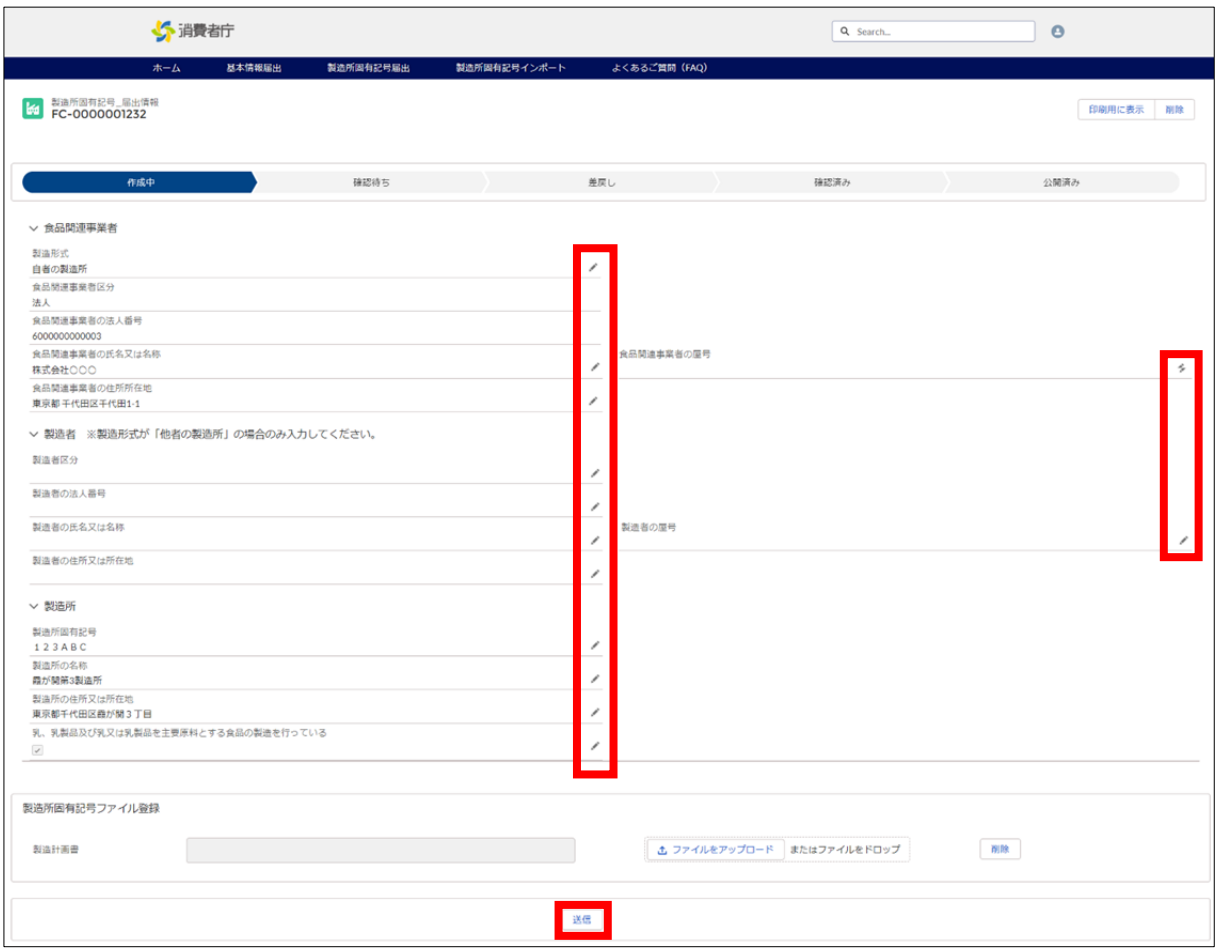
「保存&新規」ボタンをクリックして、入力した内容がデータベースに保存されると、続けて、空の「新規製造所固有記号_届出情報:新規登録」画面が表示されます。次の製造所固有記号の届出内容を入力できます。

④「新規製造所固有記号_届出情報:新規登録」画面の**「保存」**ボタンをクリックして、入力した内容がデータベースに保存されると「新規製造所固有記号_届出情報:新規登録」画面が閉じ、保存した「製造所固有記号届出詳細」が表示されます。

⑤ 内容を確認して間違いがなければ、画面最下段の**「送信」**ボタンをクリックします。

内容を確認して修正したい項目がある場合、**鉛筆マーク** をクリックすると再度編集できます。

「製造所固有記号届出詳細」画面



製造計画書を添付する場合は、画面最下段の「製造所固有記号ファイル登録」の「ファイルをアップロード」ボタンをクリックします。表示される「ファイルを開く」画面で、製造計画書のファイルを指定し、「開く」ボタンをクリックします。「製造所固有記号ファイル登録」の「製造計画書」に製造計画書のファイル名が表示されます。

「またはファイルをドロップ」の箇所に製造計画書のファイルをドラッグ&ドロップすることでも、製造計画書のファイルを指定できます。

ファイル名を確認して間違いがなければ「送信」ボタンをクリックします。

⑥ 食品関連事業者の基本情報に登録されている担当者(最大 3 名)のメールアドレス宛てに製造所に係る届出情報の仮受付完了のメールが送信されるので確認します。

仮受付メール(件名)

【製造所固有記号制度】届出情報の仮受付について

仮受付メール(本文)

※本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

○○○○○殿

製造所固有記号制度における届出情報を仮受付いたしました。
※受付はまだ完了していません。

届出件数：x 件

受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○
受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○

【注意事項】
本メールは、製造所固有記号制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。
お心当たりがない場合は、メールを破棄してください。

【問い合わせ】
消費者庁 食品表示課 製造所固有記号制度担当

食品表示についてのお問い合わせ受付フォーム
https://contact.caa.go.jp/food_labeling/form-001.html

(2) 届出情報に不備があった場合に再度届出を行う

① 届出情報の内容に不備がある場合は、登録されている担当者(最大 3 名)のメールアドレス宛てに届出の差戻しメールが送信されます。

差戻しメール(件名)

【製造所固有記号制度】届出情報の不備について

差戻しメール(本文)

※本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

○○○○○殿

製造所固有記号制度における届出情報について、届出の内容に不備がありましたので、
お持ちの ID にて「製造所固有記号制度届出データベース」にログインし、
差戻し理由、コメントの内容を御確認いただき、届出の内容の修正を行ってください。

差戻し件数：x 件

受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○
受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○

【注意事項】
本メールは、製造所固有記号制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。
お心当たりがない場合は、メールを破棄してください。

【問い合わせ】
消費者庁 食品表示課 製造所固有記号制度担当

食品表示についてのお問い合わせ受付フォーム
https://contact.caa.go.jp/food_labeling/form-001.html

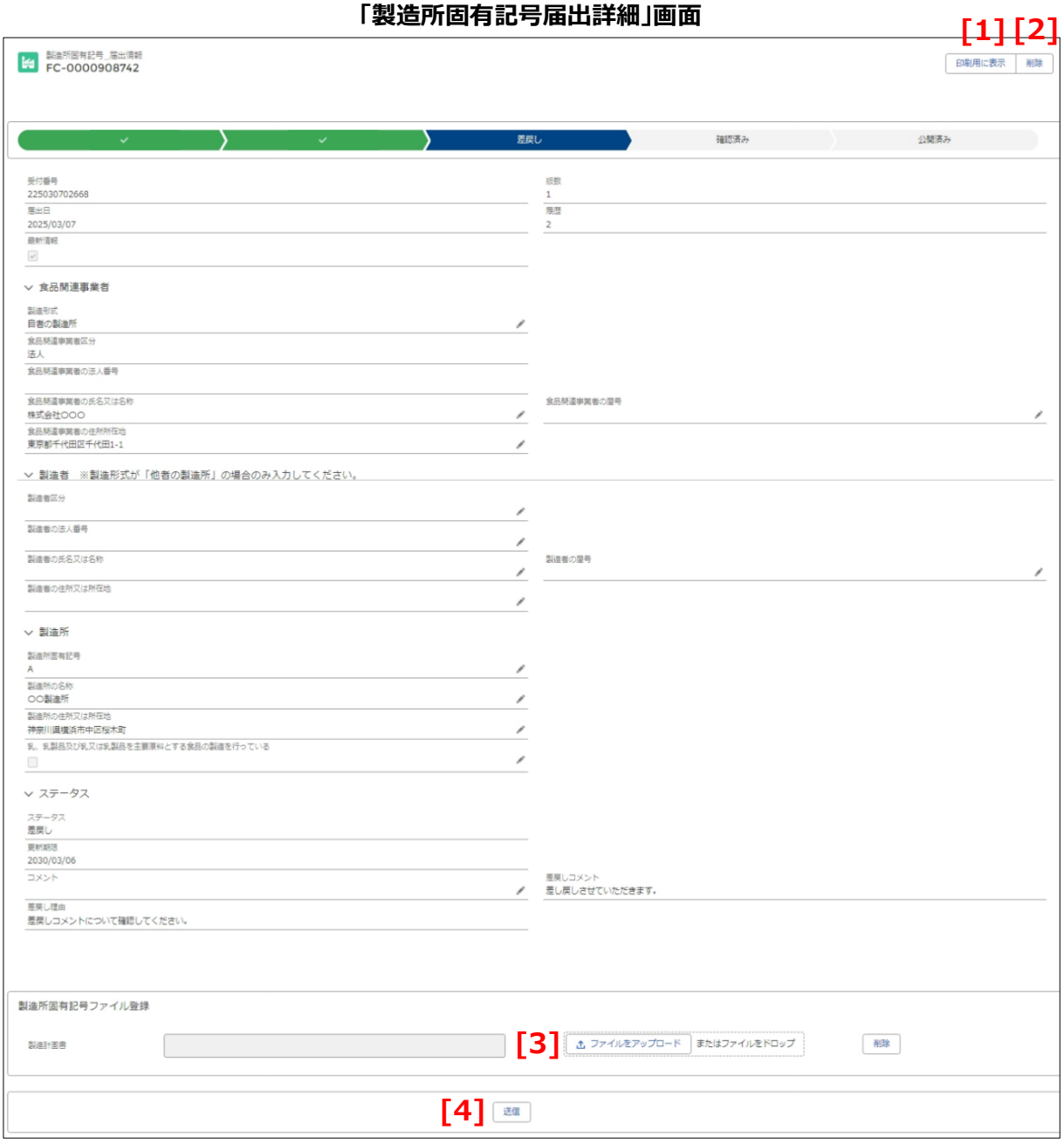
② 製造所固有記号制度届出データベースにログインし、「製造所固有記号届出一覧」画面から、ステータスが「差戻し」の届出情報の**「申請 No」**のリンクをクリックします。

「製造所固有記号届出一覧」画面



③「申請 No」のリンクをクリックすると、「製造所固有記号届出詳細」画面が表示されます。

「製造所固有記号届出詳細」画面



画面項目の説明

No.	項目名	説明
[1]	「印刷用に表示」ボタン	画面に表示している届出情報を印刷するとき、このボタンをクリックして印刷モード画面が表示されます。
[2]	「削除」ボタン	画面に表示している届出情報を削除するとき、このボタンをクリックします。 ※ステータスが「作成中」、「差戻し」のときに「削除」ボタンをクリックすると、届出情報を削除することができます。
[3]	「ファイルをアップロード」ボタン	製造計画書のファイルをアップロードできます。
[4]	「送信」ボタン	編集した内容を送信します。

④ 画面下段の「ステータス」の「差戻し理由」と「差戻しコメント」を確認します。



画面項目の説明

No.	項目名	説明
[1]	「ステータス」	届出情報の状態が表示されます。
[2]	「更新期限」	更新期限が表示されます
[3]	「コメント」	コメントを入力します。
[4]	「差戻し理由」	差戻しの理由が表示されます。
[5]	「差戻しコメント」	差戻し時の消費者庁担当者からのコメントが表示されます。

⑤ 修正が必要な項目の**鉛筆マーク** をクリックし、内容を修正してください。



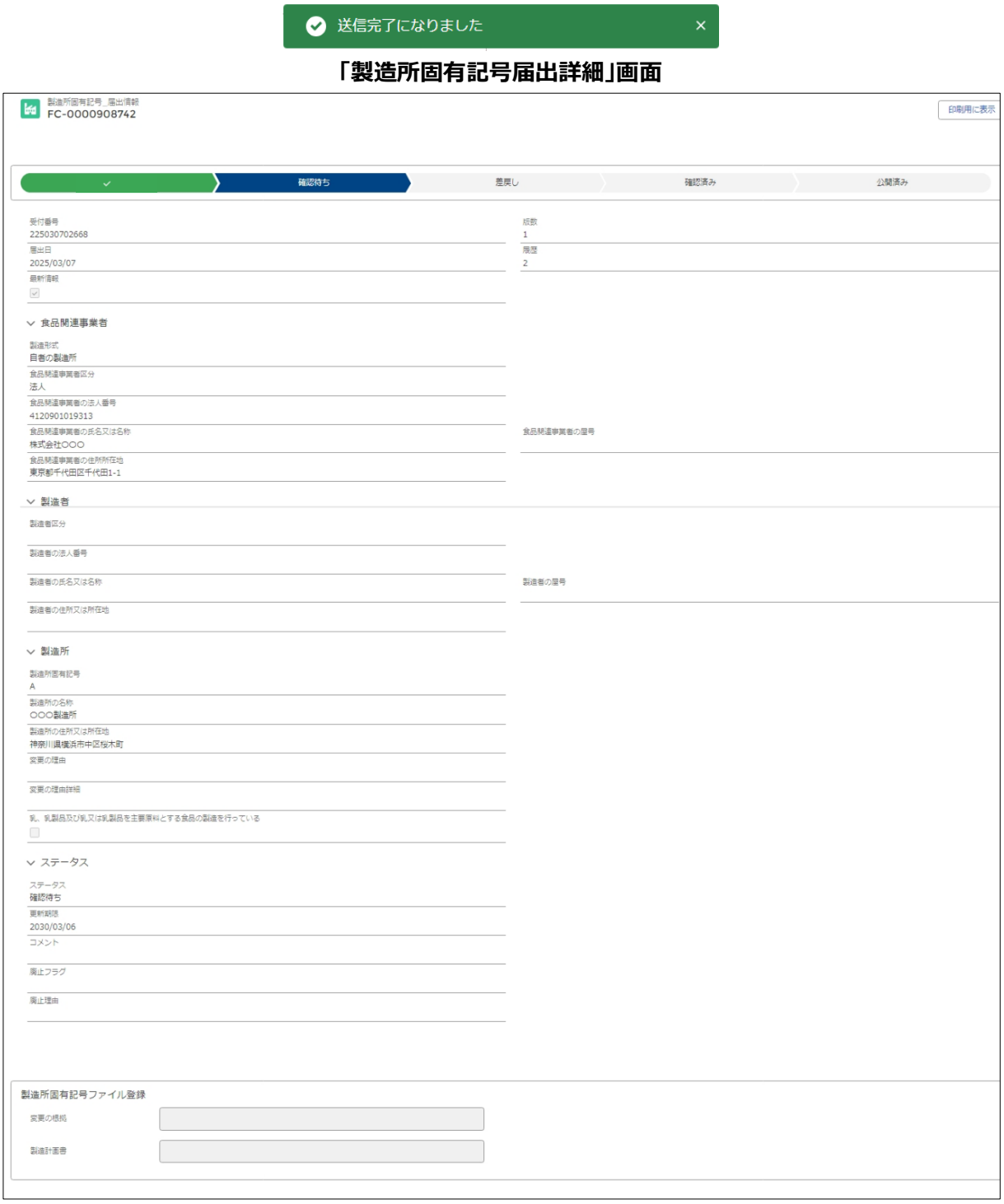
⑥ 修正後の内容に問題がなければ**「保存」**ボタンをクリックします。
修正を中止するときは、**「キャンセル」**ボタンをクリックします。このとき、修正した情報は保存されません。



⑦ 修正内容を保存した後、**「送信」**ボタンをクリックします。届出情報の届出の送信確認メッセージが表示されます。
送信するときは、**「OK」**ボタンをクリックします。送信をせずにメッセージを閉じるときは、**「キャンセル」**ボタンをクリックします。



⑧「OK」ボタンをクリックして送信が完了すると、「製造所固有記号届出詳細」画面が表示され、画面上段に送信が成功した旨のメッセージが表示されます。



「製造所固有記号届出詳細」画面

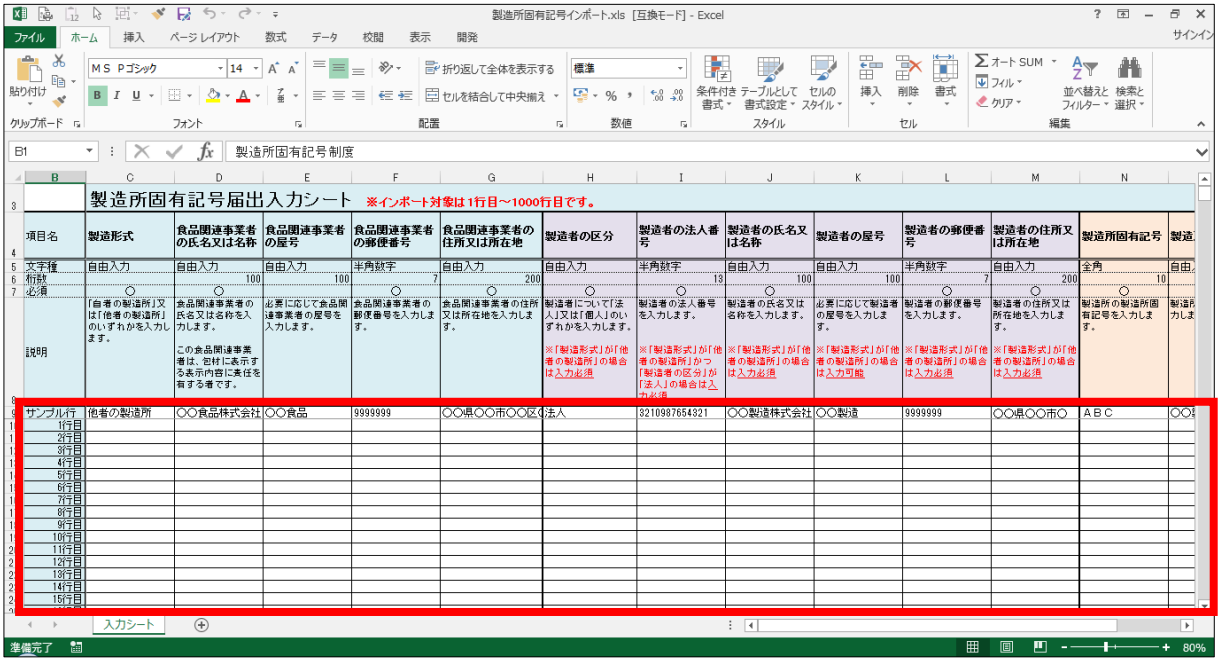
(3) 製造所固有記号届出入力シート(CSV)を利用して、大量の届出を取り込む

届出情報を記入した CSV ファイルを、製造所固有記号制度届出データベースにインポートすることで大量の届出を一括して申請できます。

① 下記の web ページより、製造所固有記号インポートファイル[Excel:210KB]を入手します。
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/unique_code
※製造所固有記号インポートファイル[Excel:210KB]

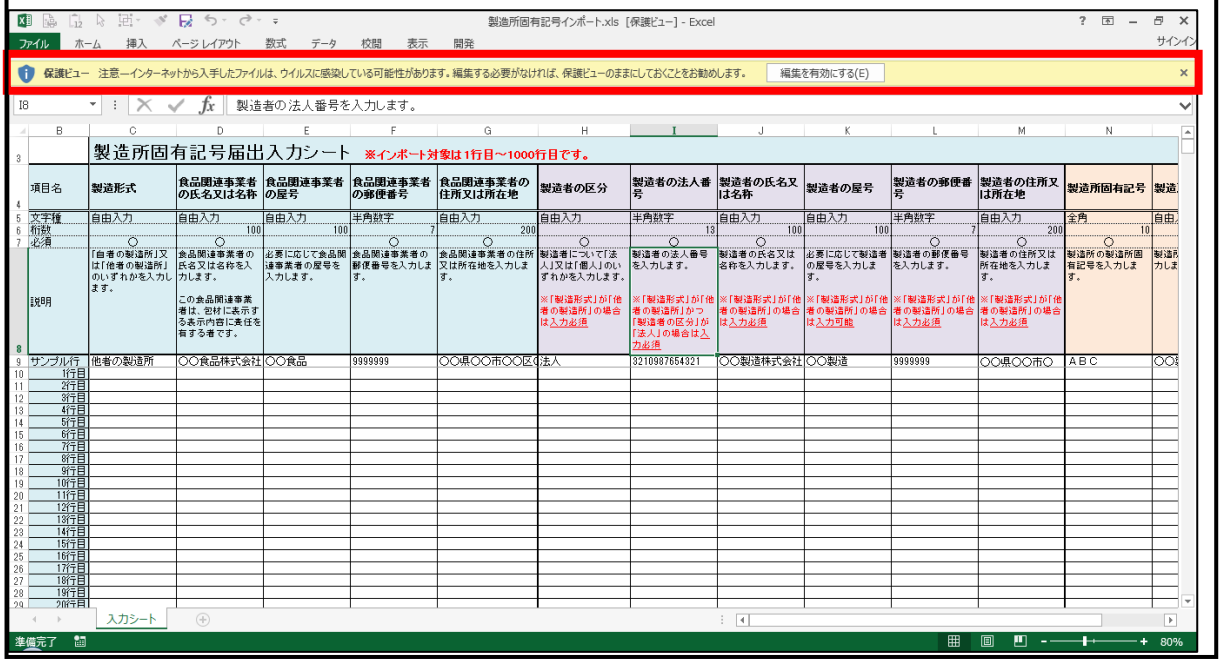
② ダウンロードした製造所固有記号インポートファイルに、新たに登録する届出の情報を入力してください。「説明」の内容に合わせて届出情報を入力してください。

製造所固有記号インポートファイル



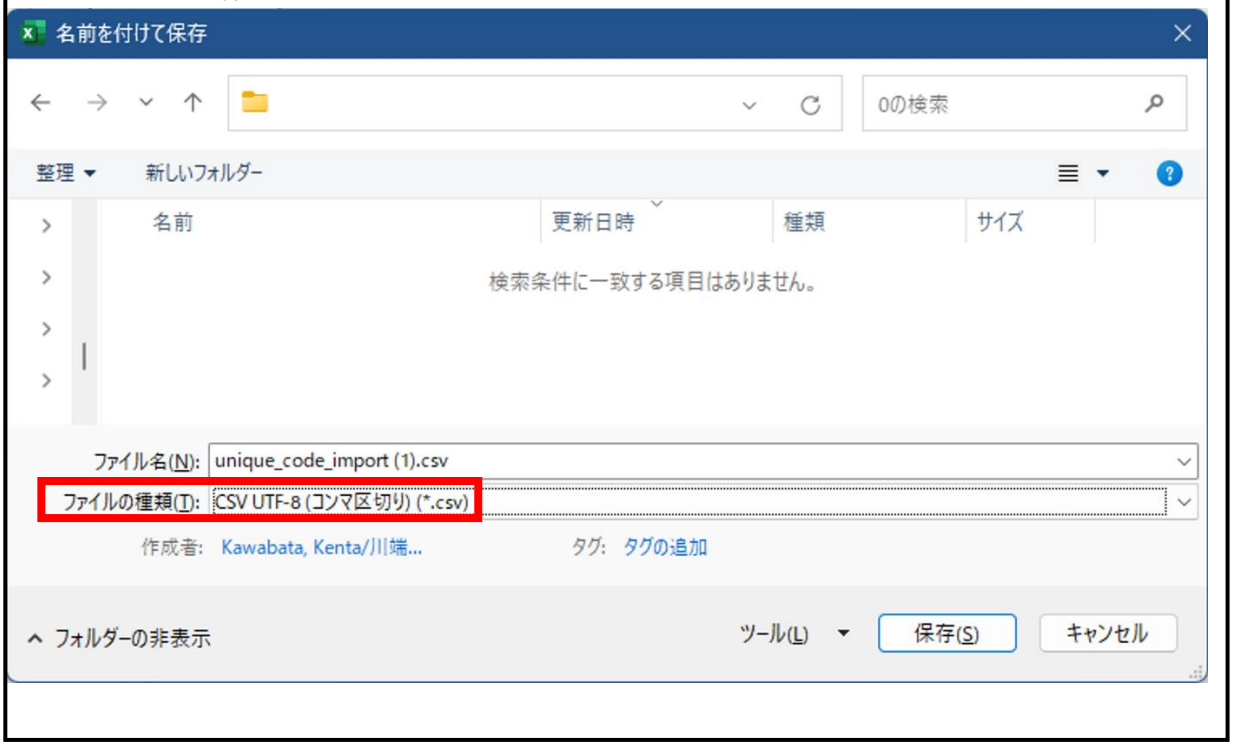
・入力したデータは 1 行目～1000 行目までがインポートされます。
・入力データに改行は入力しないでください。
・シートの名称は変更しないでください。

製造所固有記号インポートファイルを開いたときにセキュリティの警告のメッセージが表示された場合は、「編集を有効にする」をクリックしてください。

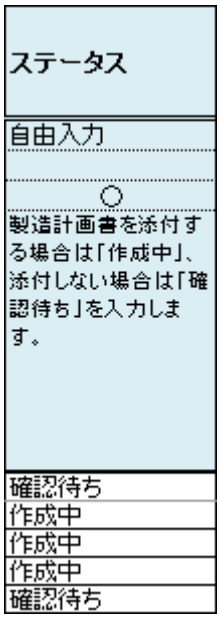


③ 届出情報を入力したら、製造所固有記号インポートファイルを保存します。

ファイルを保存する際は、「CSV UTF-8(コンマ区切り)(*.csv)」で保存してください。それ以外で保存した場合、製造所固有記号インポートファイルを登録する際にエラーとなります。



【製造計画書を添付する場合】
製造計画書の添付が必要な届出情報の場合は、ステータスに「作成中」を入力します。
インポート処理が完了後、「製造所固有記号届出(詳細)」画面から製造計画書を添付してください。
【製造計画書を添付しない場合】
製造計画書の添付が不要な届出情報の場合は、ステータスに「確認待ち」を入力します。
インポート処理が完了後、仮受付メールが送信されます。



④ 製造所固有記号制度届出データベースにログインし、ホーム画面の上部メニューの「製造所固有記号インポート」をクリックすると「製造所固有記号インポート一覧」画面が表示されます。

「製造所固有記号インポート一覧」画面



⑤ 「製造所固有記号インポート一覧」画面から、**「インポート」**ボタンをクリックします。



⑥「製造所固有記号インポートファイル登録」画面の**「ファイルをアップロード」**ボタンをクリックし、**「ファイルを開く」**画面で、手順③で保存した CSV ファイルを指定し、**「開く」**ボタンをクリックします。
「インポートファイル」に、指定した CSV ファイルのファイル名が表示されます。



「またはファイルをドロップ」の箇所に CSV ファイルをドラッグ&ドロップすることでも、インポートするファイルを指定できます。

⑦「保存」ボタンをクリックすると、CSV ファイルに記入した届出情報が一括登録されます。

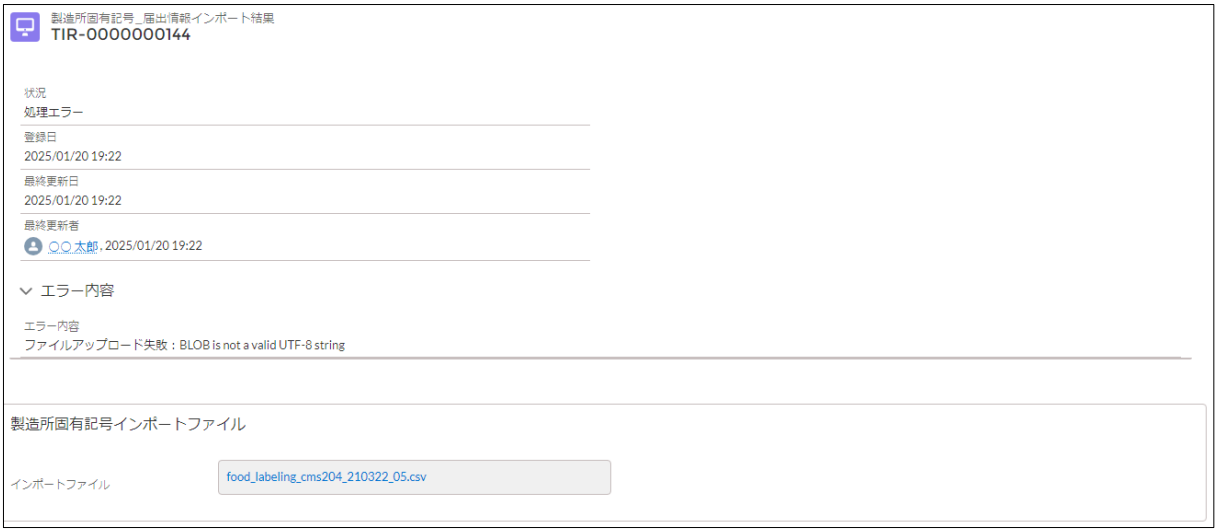


⑧ アップロードが成功すると、以下のメッセージが表示されます。



⑨「製造所固有記号インポート結果」画面が表示されます。

「製造所固有記号インポート結果」画面





「状況」が「処理エラー」となった製造所固有記号インポートファイルの届出情報は登録されません。エラー内容を確認して修正し、再度、製造所固有記号インポートファイルをアップロードしてください。(画面「エラー内容」を参考にしてください)



「状況」のステータスの詳細は以下のとおりです。

ステータス	詳細
処理待ち	届出情報の登録待ちの状態です。
処理済み	届出情報の登録が正常に終了した状態です。
処理エラー	届出情報の登録が正常に終了していない状態です。届出情報の入力内容に誤りがあった場合に発生します。エラー内容を確認して届出情報の修正を行ってください。
異常終了	届出情報の登録が正常に終了していない状態です。製造所固有記号制度届出データベースでエラーが起こった場合に発生します。再度、製造所固有記号インポートファイルの登録を行ってください。

(4) 受付の完了を確認する

① 製造所固有記号届出の受付が完了すると登録されている担当者(最大 3 名)のメールアドレス宛てに届出情報の受付完了のメールが送信されます。

受付完了メール(件名)

【製造所固有記号制度】届出情報の受付完了について

受付完了メール(本文)

※本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

○○○○○殿

製造固有記号制度における届出情報の受付が完了いたしました。
お持ちの ID にて「製造所固有記号制度届出データベース」にログインし、御確認をお願いいたします。

届出件数：x 件

受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○
受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○

【注意事項】
本メールは、製造所固有記号制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。
お心当たりがない場合は、メールを破棄してください。

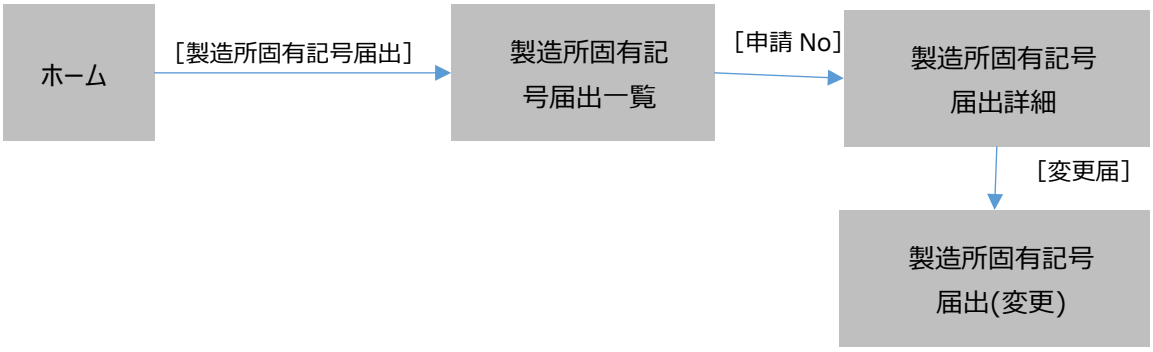
【問い合わせ】
消費者庁 食品表示課 製造所固有記号制度担当

食品表示についてのお問い合わせ受付フォーム
https://contact.caa.go.jp/food_labeling/form-001.html

6-2 届出情報の変更を行う

(1) 届出情報の変更の届出を行う

【画面の表示】
・ホーム画面の上部メニューの「製造所固有記号届出」をクリックすると「製造所固有記号届出一覧」画面が表示されます。
・「製造所固有記号届出一覧」画面から、変更の届出を行う届出情報の「申請 No」をクリックすると、「製造所固有記号届出詳細」画面が表示されます。
・「製造所固有記号届出詳細」画面から「変更届」ボタンをクリックすると「製造所固有記号届出(変更)」画面が表示され、製造所に係る届出情報について変更の届出ができます。

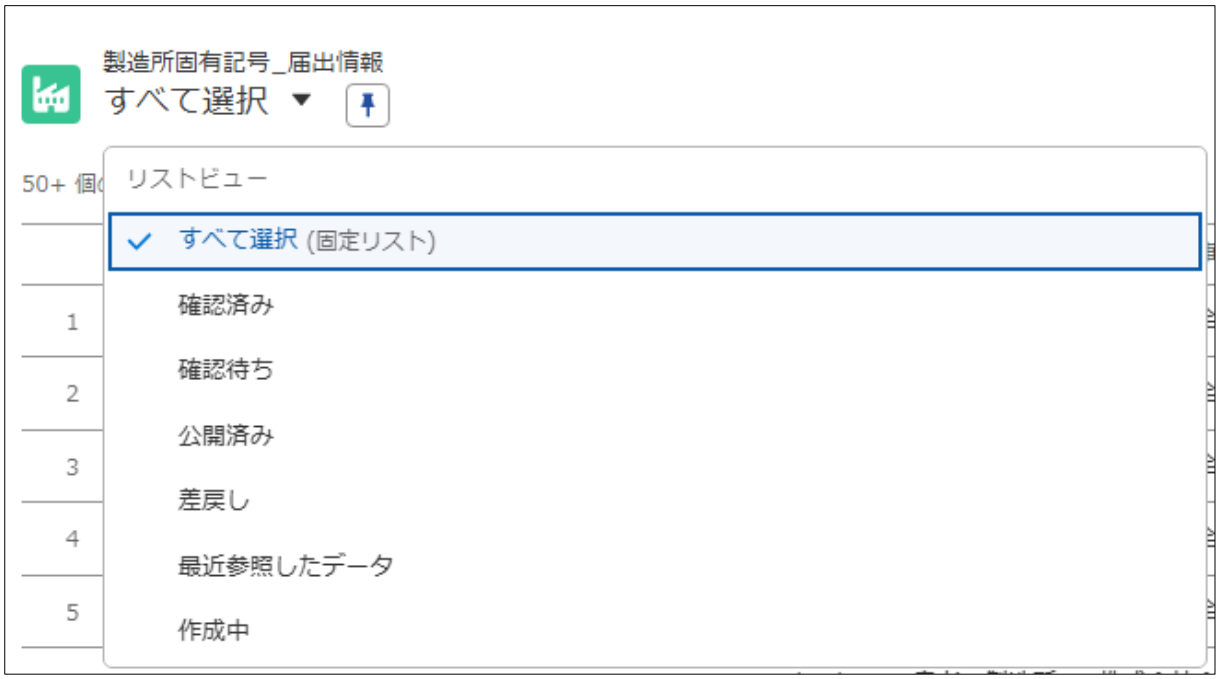


① 画面左上のリストビューを選択することで特定の条件に絞り込みを行った製造所固有記号を表示することができます。各用途に合わせて切替えてください。

・すべて選択
・最近参照したデータ
・作成中
・確認待ち
・差戻し
・確認済み
・公開済み

また選択したリストビューを固定することができ、次回以降、自動で選択された状態で一覧表示が可能です。
詳細は「2-2 共通操作(P.5)」の No6 一覧表のリストビューを参照してください。
表示順序に関しては「2-2 共通操作(P.5)」の No7 一覧表のソートを参照してください。

「製造所固有記号届出一覧」画面



リストビュー毎の表示項目の説明

リストビュー名	表示条件	表示項目
「すべて選択」	全ての届出を表示	・申請 No ・受付番号 ・版数 ・届出日 ・製造形式 ・食品関連事業者の氏名又は名称 ・製造者の氏名又は名称 ・製造所固有記号 ・製造所の名称 ・更新期限 ・履歴 ・届出の種類 ・最新情報 ・ステータス
「最近参照したデータ」	全ての届出を最近参照した順で表示	・申請 No ・届出日 ・食品関連事業者の氏名又は名称 ・製造者の氏名又は名称 ・製造所固有記号 ・製造所の名称

リストビュー名	表示条件	表示項目
		・履歴 ・届出の種類 ・最新情報 ・ステータス
「作成中」	作成中ステータスの届出を表示	・申請 No ・受付番号 ・版数 ・届出日 ・製造形式 ・食品関連事業者の氏名又は名称 ・製造者の氏名又は名称 ・製造所固有記号 ・製造所の名称 ・更新期限 ・履歴 ・届出の種類 ・最新情報 ・ステータス
「確認待ち」	確認待ちステータスの届出を表示	・申請 No ・受付番号 ・版数 ・届出日 ・製造形式 ・食品関連事業者の氏名又は名称 ・製造者の氏名又は名称 ・製造所固有記号 ・製造所の名称 ・更新期限 ・履歴 ・届出の種類 ・最新情報 ・ステータス
差戻し	差戻しステータスの届出を表示	・申請 No ・受付番号 ・版数 ・届出日 ・製造形式 ・食品関連事業者の氏名又は名称

リストビュー名	表示条件	表示項目
		・製造者の氏名又は名称 ・製造所固有記号 ・製造所の名称 ・更新期限 ・履歴 ・届出の種類 ・最新情報 ・ステータス
「確認済み」	確認済みステータスの届出を表示	・申請 No ・受付番号 ・版数 ・届出日 ・製造形式 ・食品関連事業者の氏名又は名称 ・製造者の氏名又は名称 ・製造所固有記号 ・製造所の名称 ・更新期限 ・履歴 ・届出の種類 ・最新情報 ・ステータス
「公開済み」	公開済みステータスの届出を表示	・申請 No ・受付番号 ・版数 ・届出日 ・製造形式 ・食品関連事業者の氏名又は名称 ・製造者の氏名又は名称 ・製造所固有記号 ・製造所の名称 ・更新期限 ・履歴 ・届出の種類 ・最新情報 ・ステータス

「このリストを検索」テキストボックスに検索条件を入力して Enter を押すと検索条件に前方一致する製

造所固有記号が検索できます。
また、検索条件と検索条件の間にスペースを入れることで複数の条件で検索(AND 検索,OR 検索)が可能で、全角半角・大小文字などの表記ゆれについても区別なく検索することができます。

「製造所固有記号届出一覧」画面



なお、リストビュー毎に検索条件に設定することができない画面項目がありますのでご注意ください。
※「このリストを検索」テキストボックスにカーソルを当てることで、画面上で確認することができます。

「製造所固有記号届出一覧」画面



② 「製造所固有記号届出一覧」画面から、変更する届出情報の**「申請 No」**をクリックします。

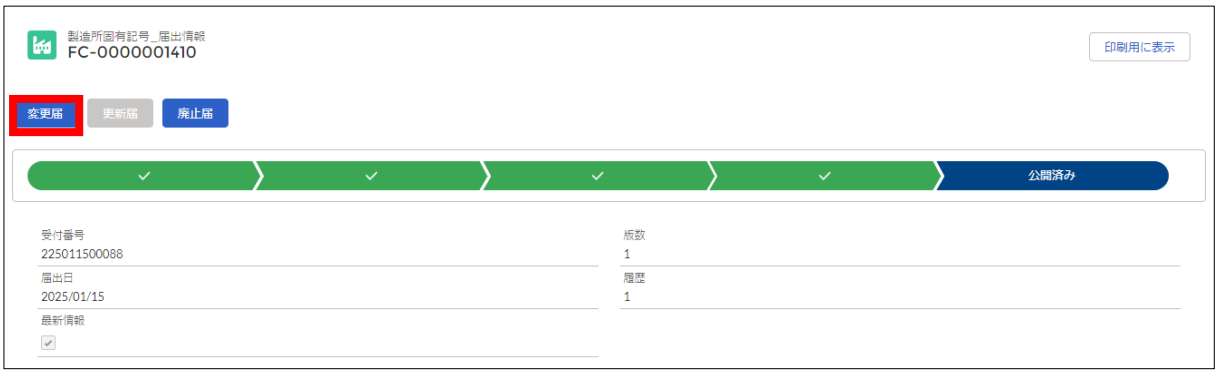
「製造所固有記号届出一覧」画面



「製造所固有記号制度届出データベース」は、届出情報の履歴も保持しているため、変更、廃止、更新の届出を行った場合は、検索結果の一覧に同一の製造所固有記号で複数の届出情報が表示されます。
最新情報にチェックがあり、ステータスが「公開済み」の届出情報のみ変更の届出ができます。
変更の届出と更新の届出を同時に行うことはできません。両届出を行いたい場合は、先に更新の届出を行ってから、変更の届出を行ってください。

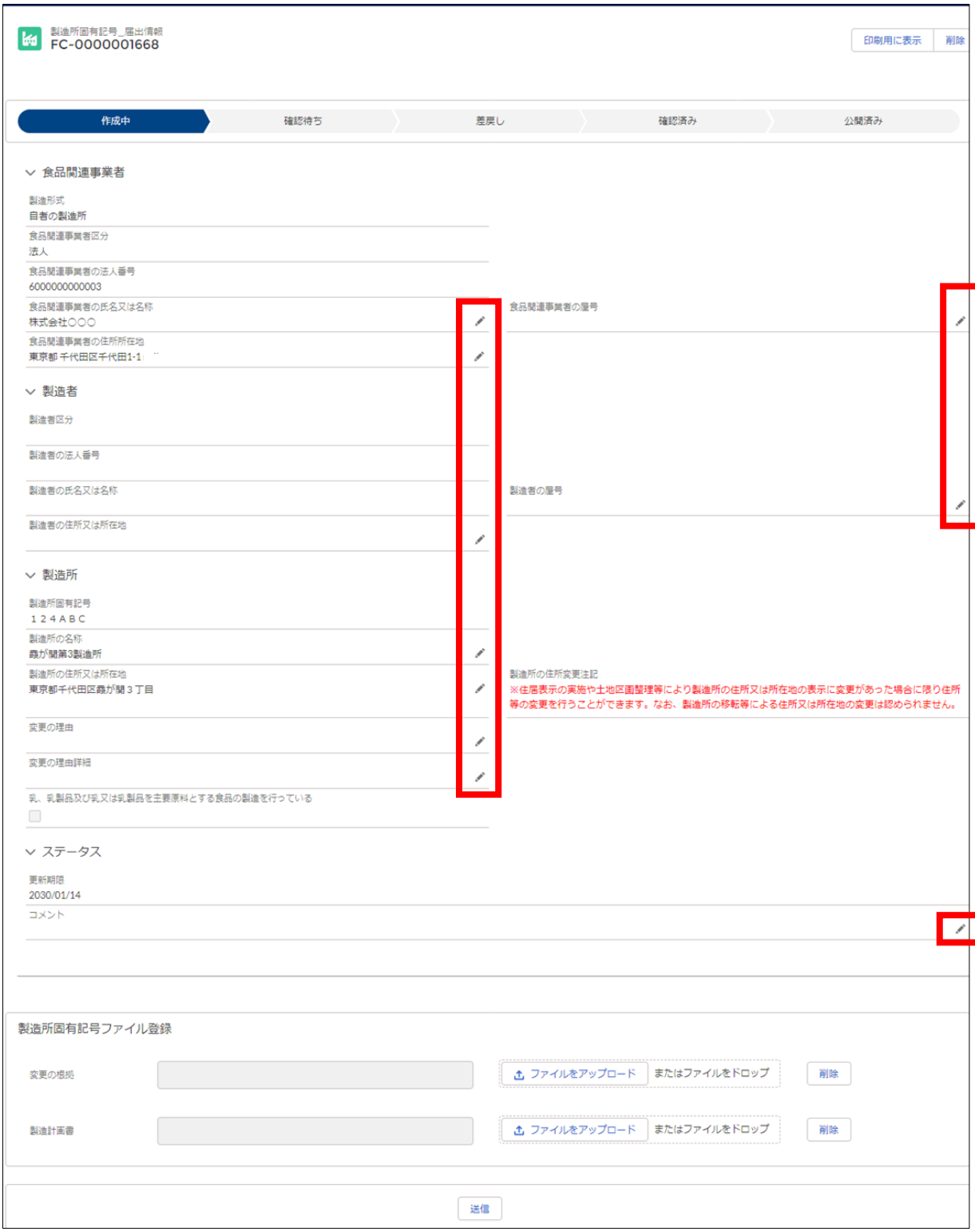
③ 変更の届出をする製造所固有記号届出の「申請 No」のリンクをクリックすると、「製造所固有記号届出詳細」画面が表示されるので、**「変更届」**ボタンをクリックします。

「製造所固有記号届出詳細」画面



④「変更届」ボタンをクリックすると、「製造所固有記号届出(変更)」画面が表示されます。変更する項目の**鉛筆マーク** をクリックし、内容を修正してください。
鉛筆マークがない箇所は編集不可項目となっています。

「製造所固有記号届出(変更)」画面

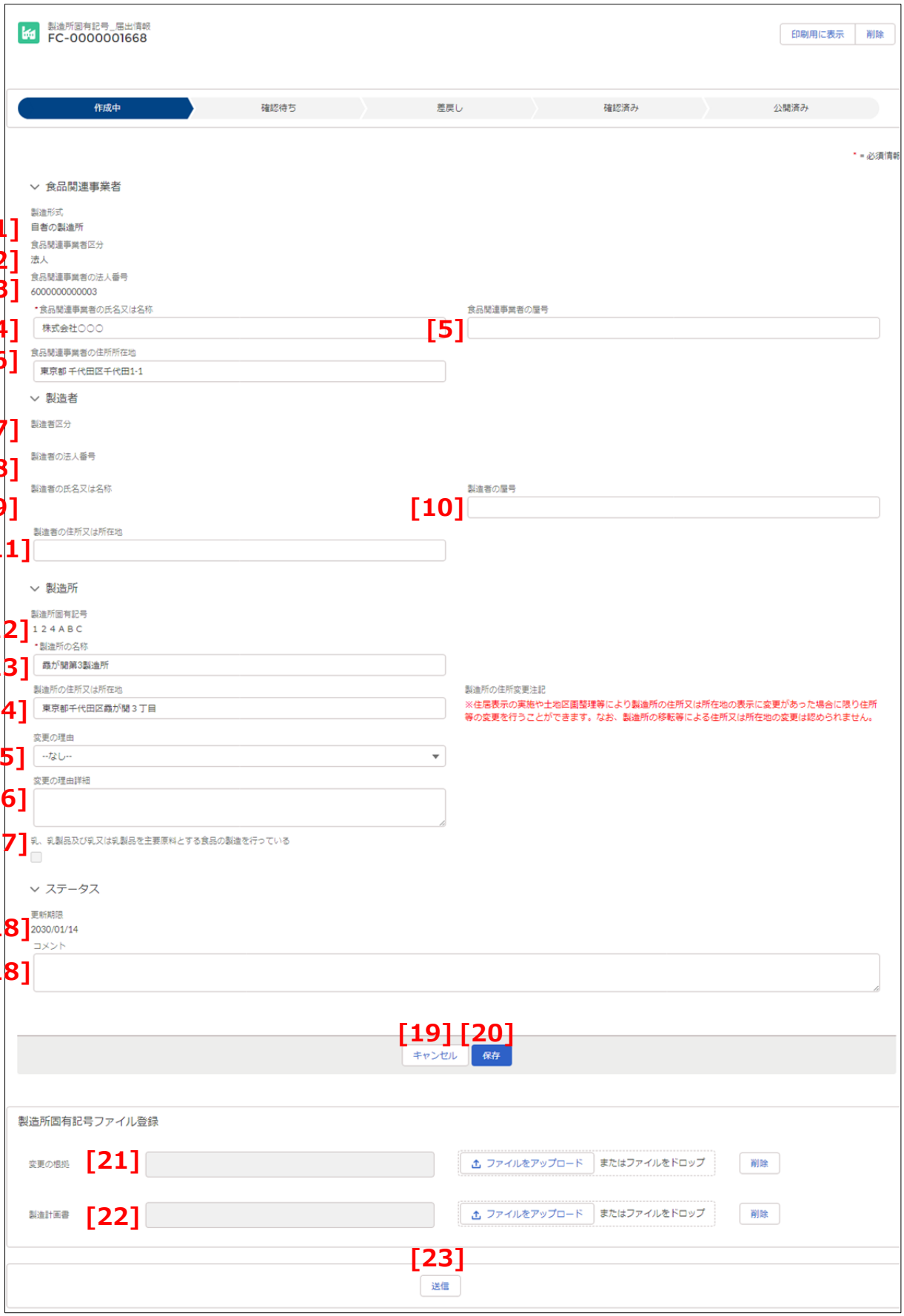


製造所の住所は、住居表示の実施や土地区画整理等により製造所の住所または所在地の表示に変更があった場合に限り住所等の変更を行うことができます。なお、製造所の移転等による住所または所在地の変更は認められません。

自らの製造所で製造する場合、製造所固有記号は製造所の所在地を表していることから、届け出た「製造所の所在地」を変更すると製造者と製造所固有記号の組み合わせから一つの製造所固有記号を複数の製造所で使用することになるため変更することができません。

また、他者の製造所に委託して製造する場合、製造所固有記号は製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表していることから、届け出た「製造所の所在地」、「製造者の氏名又は名称」を変更すると販売者と製造所固有記号の組合せから一つの製造所固有記号を複数の製造所で使用することになるため変更することができません。

「製造所固有記号届出(変更)」画面



画面項目の説明(＊は入力必須項目)

No.	項目名	説明
[1]	「製造形式」	製造形式が表示されます。
[2]	「食品関連事業者区分」	基本情報の届出時に登録した区分が表示されます。
[3]	「食品関連事業者の法人番号」	基本情報の届出時に登録した法人番号が表示されます。
[4]	「食品関連事業者の氏名又は名称」テキストボックス(＊)	食品関連事業者の氏名または名称を入力します。 この食品関連事業者は、包材に表示する表示内容に責任を有する者です。
[5]	「食品関連事業者の屋号」テキストボックス	必要に応じて食品関連事業者の屋号を入力します。 この食品関連事業者は、包材に表示する表示内容に責任を有する者です。
[6]	「食品関連事業者の住所所在地」テキストボックス	食品関連事業者の住所または所在地を入力します。 この食品関連事業者は、包材に表示する表示内容に責任を有する者です。
[7]	「製造者区分」	製造者の区分が表示されます。
[8]	「製造者の法人番号」	製造者の法人番号(13 桁)が表示されます。 法人番号は、国税庁が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき指定しています。法人番号に関して詳しくは、国税庁にお問合せください。
[9]	「製造者の氏名又は名称」	製造者の氏名または名称が表示されます。 法人の場合は、法人名(法人登記されている名称とし、代表者の氏名は不要)、個人の場合は、個人の氏名が表示されます。
[10]	「製造者の屋号」テキストボックス	必要に応じて製造者の屋号を入力します。 ※「製造形式」が他者の製造所の場合のみ入力可能項目です。
[11]	「製造者の住所又は所在地」テキストボックス	製造者の住所または所在地を入力します。 法人の場合は、本社住所(所在地)、個人の場合は、生活の本拠を入力します。 ※「製造形式」が他者の製造所の場合のみ入力可能です。
[12]	「製造所固有記号」	製造所の製造所固有記号が表示されます。
[13]	「製造所の名称」テキストボックス(＊)	製造所の名称を入力します。
[14]	「製造所の住所又は所在地」テキストボックス	製造所の住所または所在地を入力します。
[15]	「変更の理由」プルダウン	変更の理由を選択して入力します。 [変更の理由の内容] ・住居表示の実施

No.	項目名	説明
		・土地区画整理 ・市町村合併 ・その他
[16]	「変更の理由詳細」テキストボックス	「変更の理由」のうち「その他」を選択した場合、変更の理由を具体的に入力します。
[17]	「乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品の製造を行っている」チェックボックス	製造所固有記号を使用される予定の商品の中で、乳製品等の食品がある場合にチェックをします。 ※「製造形式」が自者の製造所の場合のみ選択可能項目です。
[18]	「コメント」テキストボックス	コメントを入力します。
[19]	「キャンセル」ボタン	変更の届出を中止する場合、このボタンをクリックして編集モードを終了し、「製造所固有記号届出一覧」画面へ戻ります。 入力した情報は保存されません。 編集モードを終了すると「保存」ボタンが非表示になります。
[20]	「保存」ボタン	修正した内容が一時的に保存されます。
[21]	「変更の根拠」	製造所の住所または所在地の表示に変更があったことを確認することができる資料等のファイルを登録します。
[22]	「製造計画書」	製造計画書を添付する場合は、ファイルをアップロードします。
[23]	「送信」ボタン	保存した内容がデータベースに登録されます。



変更の根拠資料や製造計画書を添付する場合は、画面最下段の「変更の根拠」、「製造計画書」の「ファイルをアップロード」ボタンをクリックします。表示される「ファイルを開く」画面で、添付するファイルを指定し、「開く」ボタンをクリックします。
「またはファイルをドロップ」の箇所に添付するファイルをドラッグ&ドロップすることでも、添付するファイルを指定できます。

⑤ 変更後、**「保存」**ボタンをクリックします。

⑥ 変更を中止するときは、**「キャンセル」**ボタンをクリックします。このとき、変更した情報は保存されません。

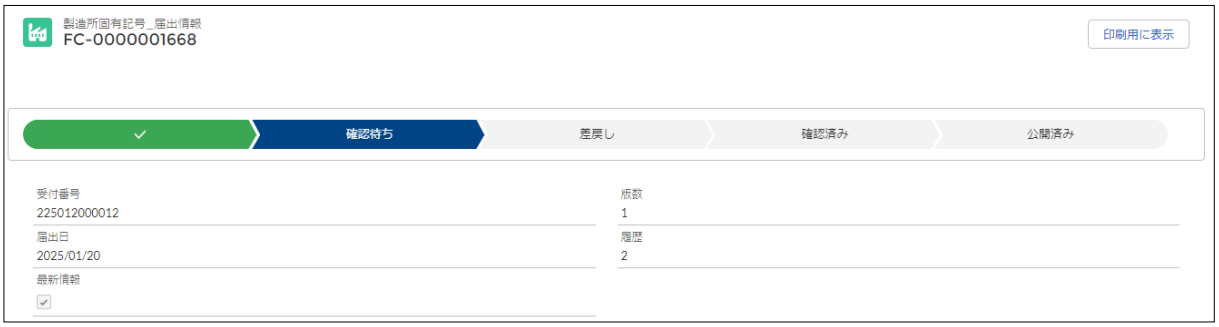
⑦ 変更後の内容を確認し、問題がなければ**「送信」**ボタンをクリックします。

⑧「送信」ボタンをクリックすると、変更の届出の送信確認メッセージが表示されます。
送信するときは、**「OK」**ボタンをクリックします。送信をせずにメッセージを閉じるときは、**「キャンセル」**ボタンをクリックします。



⑨「OK」ボタンをクリックして送信が完了すると、「送信完了になりました」のメッセージが表示された後、「製造所固有記号_届出情報」画面へ戻ります。





⑩ 登録されている担当者(最大 3 名)のメールアドレス宛てに変更届の仮受付完了のメールが送信されます。

仮受付メール(件名)

【製造所固有記号制度】届出情報変更の仮受付について

仮受付メール(本文)

※本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

○○○○○殿

製造所固有記号制度における届出情報の変更を仮受付いたしました。
※受付はまだ完了していません。

届出件数：x 件

受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○
受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○

【注意事項】
本メールは、製造所固有記号制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。
お心当たりがない場合は、メールを破棄してください。

【問い合わせ】
消費者庁 食品表示課 製造所固有記号制度担当

食品表示についてのお問い合わせ受付フォーム
https://contact.caa.go.jp/food_labeling/form-001.html

(2) 変更届の内容に不備があった場合に再度届出を行う

① 届出情報の変更内容に不備がある場合は、登録されている担当者(最大 3 名)のメールアドレス宛てに届出の差戻しメールが送信されます。

差戻しメール(件名)

【製造所固有記号制度】届出情報変更の不備について

差戻しメール(本文)

※本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

○○○○○殿

製造所固有記号制度における届出情報の変更について、届出の内容に不備がありましたので、
お持ちの ID にて「製造所固有記号制度届出データベース」にログインし、
差戻し理由、コメントの内容を御確認いただき、届出の内容の修正を行ってください。

差戻し件数：x 件

受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○
受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○

【注意事項】
本メールは、製造所固有記号制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。
お心当たりがない場合は、メールを破棄してください。

【問い合わせ】
消費者庁 食品表示課 製造所固有記号制度担当

食品表示についてのお問い合わせ受付フォーム
https://contact.caa.go.jp/food_labeling/form-001.html

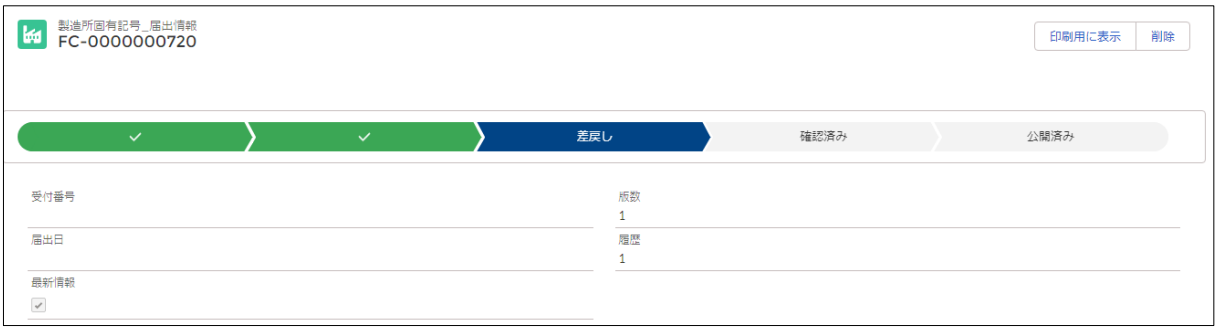
② 製造所固有記号制度届出データベースにログインし、「製造所固有記号届出一覧」画面から、修正したい届出情報の**「申請 No」**のリンクをクリックします。

「製造所固有記号届出一覧」画面



③「製造所固有記号届出詳細」画面が表示されます。

「製造所固有記号届出詳細」画面



④ 画面下段の「ステータス」の「差戻し理由」と「差戻しコメント」を確認します。



④ 修正が必要な項目の**鉛筆マーク** をクリックし、内容を修正してください。



⑤ 修正後の内容に問題がなければ**「保存」**ボタンをクリックします。

修正を中止するときは、**「キャンセル」**ボタンをクリックします。このとき、修正した情報は保存されません。



⑥ 修正内容を保存した後、**「送信」**ボタンをクリックします。届出情報の届出の送信確認メッセージが表示されます。送信するときは、**「OK」**ボタンをクリックします。
送信をせずにメッセージを閉じるときは、**「キャンセル」**ボタンをクリックします。



⑦ 「OK」ボタンをクリックして送信が完了すると、「製造所固有記号届出詳細」画面が表示され、画面上段に送信が成功した旨のメッセージが表示されます。



(3) Excel ツールを使用して変更の届出を取り込む

届出情報を記入した CSV ファイルを、製造所固有記号制度届出データベースにインポートすることで大量の届出を一括して申請できます。

① 製造所固有記号制度届出データベースにログインし、「製造所固有記号届出一覧」画面の「データ出力」ボタンをクリックします。その時点で届出済みの製造所固有記号届出の情報が記載された「製造所固有記号一覧.csv」という名前の CSV ファイルがダウンロードされます。

「製造所固有記号届出一覧」画面





② 下記の web ページより、製造所固有記号変更インポートファイルを入手します。
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/unique_code
お使いの OS により使用するファイルが異なります。
・Windows をお使いの方　「製造所固有記号変更インポートファイル_Windows 版.xlsm」
・macOS をお使いの方　「製造所固有記号変更インポートファイル_macOS 版.xlsm」

③ 手順 2 で入手した製造所固有記号変更インポートファイルを開きます。
上段の「CSV ファイル取込」ボタンをクリックします。



項目名	変更前ステータス	届出	ステータス	製造形式	食品関連事業者の氏名又は名称	食品関連事業者の屋号	食品関連事業者の郵便番号	食品関連事業者の住所又は所在地	製造者の区分	製造者の法人番号	製造者の氏名又は名称	製造者の屋号
文字種	表示項目	自由入力	自由入力	自由入力	自由入力	自由入力	半角数字	自由入力	自由入力	半角数字	自由入力	自由入力
桁数					100	100	7	200		13	100	
必須		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
説明	変更前ステータスを表示します。	変更前ステータスが「公開済み」の場合、「変更届」,「更新届」,「廃止届」より選択します。	「製造計画書」を添付する場合は「作成中」、添付しない場合は「確認待ち」を入力します。 ※登録済みの製造計画書は引き継がれます。変更がない場合は「確認待ち」を入力します。	「自者の製造所」又は「他者の製造所」のいずれかを入力します。	食品関連事業者の氏名又は名称を入力します。 この食品関連事業者は、包材に表示する表示内容に責任を有する者です。	必要に応じて食品関連事業者の屋号を入力します。	食品関連事業者の郵便番号を入力します。	食品関連事業者の住所又は所在地を入力します。	製造者について「法人」又は「個人」のいずれかを入力します。 ※「製造形式」が「他者の製造所」の場合は入力必須	製造者の法人番号を入力します。 ※「製造形式」が「他者の製造所」かつ「製造者の区分」が「法人」の場合は入力必須	製造者の氏名又は名称を入力します。 ※「製造形式」が「他者の製造所」の場合は入力必須	必要に応じて製造の屋号を入力しま ※「製造形式」が「他者の製造所」の場は入力可能
サンプル行	公開済み	変更届	確認待ち	他者の製造所	○○食品株式会社	○○食品	9999999	○○県○○市○○区	法人	3210987654321	○○製造株式会社	○○製造
1行目												
2行目												
3行目												
4行目												

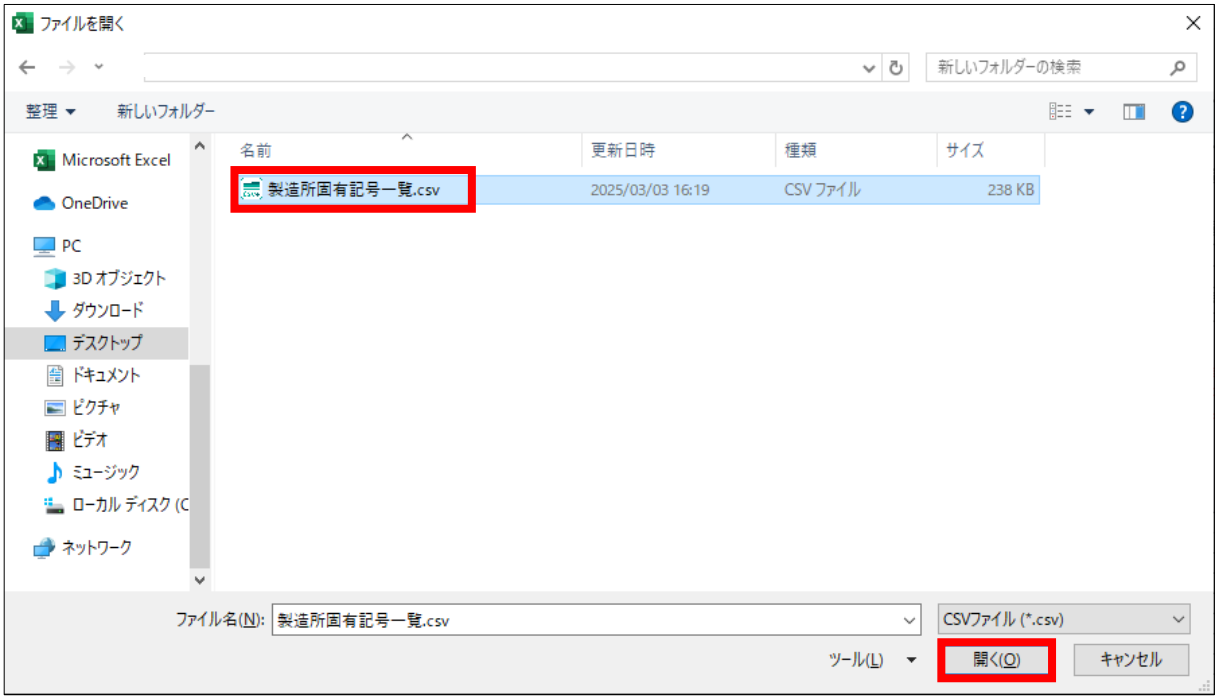
・製造所固有記号インポートファイルを開いたときにセキュリティの警告のメッセージが表示された場合は、「編集を有効にする」をクリックしてください。

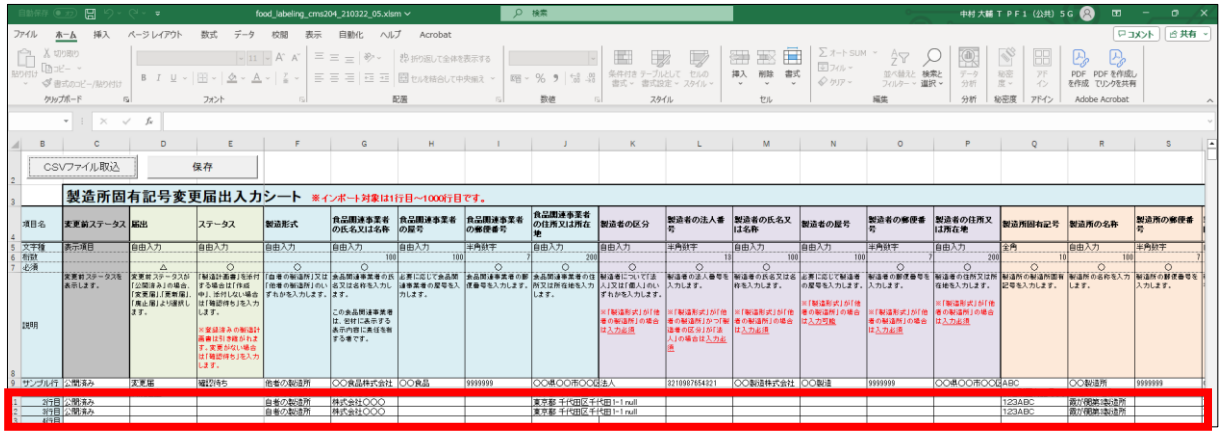


・製造所固有記号インポートファイルを開いたときに「マクロの実行がブロック」された場合、「2-9(1)信頼済サイトへの登録(P.20) 信頼済サイトへの登録を実施してください。



④ 表示される「ファイルを開く」画面で、手順①でダウンロードした「製造所固有記号一覧.csv」を指定し「開く」ボタンをクリックします。「製造所固有記号一覧.csv」をダウンロードした時点で届出済みの製造所固有記号届出の情報が、製造所固有記号インポートファイルに取り込まれます。

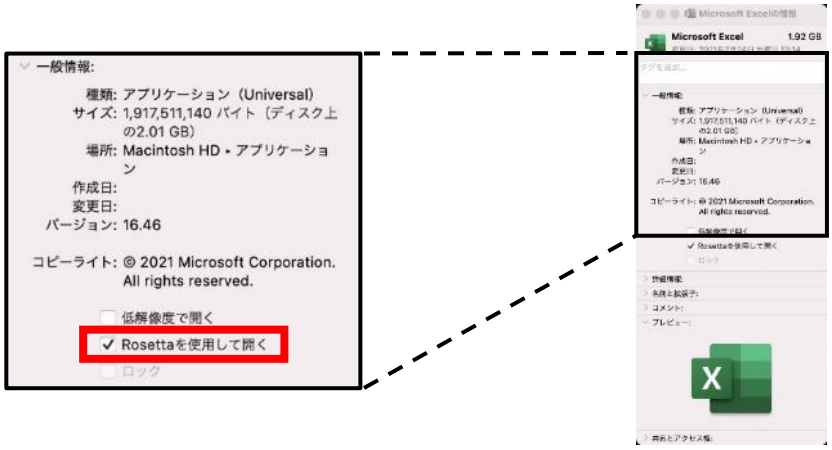




・CSV ファイルから取り込まれる届出情報は、変更前ステータスが「差戻し」、「公開済み」または「作成中」の届出情報です。変更前ステータスが「確認待ち」または「確認済み」の場合は取り込まれません。

・CSV ファイルから取り込まれる届出情報は、最大 1000 件です。

macOS をご利用の方で、CSV 取込エラーとなった場合は、以下を御確認ください。
・「Apple シリコン搭載の Mac コンピュータ」をご利用の方は以下の設定を行ってください。
「Finder」の「アプリケーション」にある「Microsoft Excel」の「情報を見る」の「Rosetta を使用して開く」を選択してください。



・ＣＳＶファイルのフォルダ名およびファイル名は、半角英数字、記号のみ使用可能です。
※日本語は使用できません。

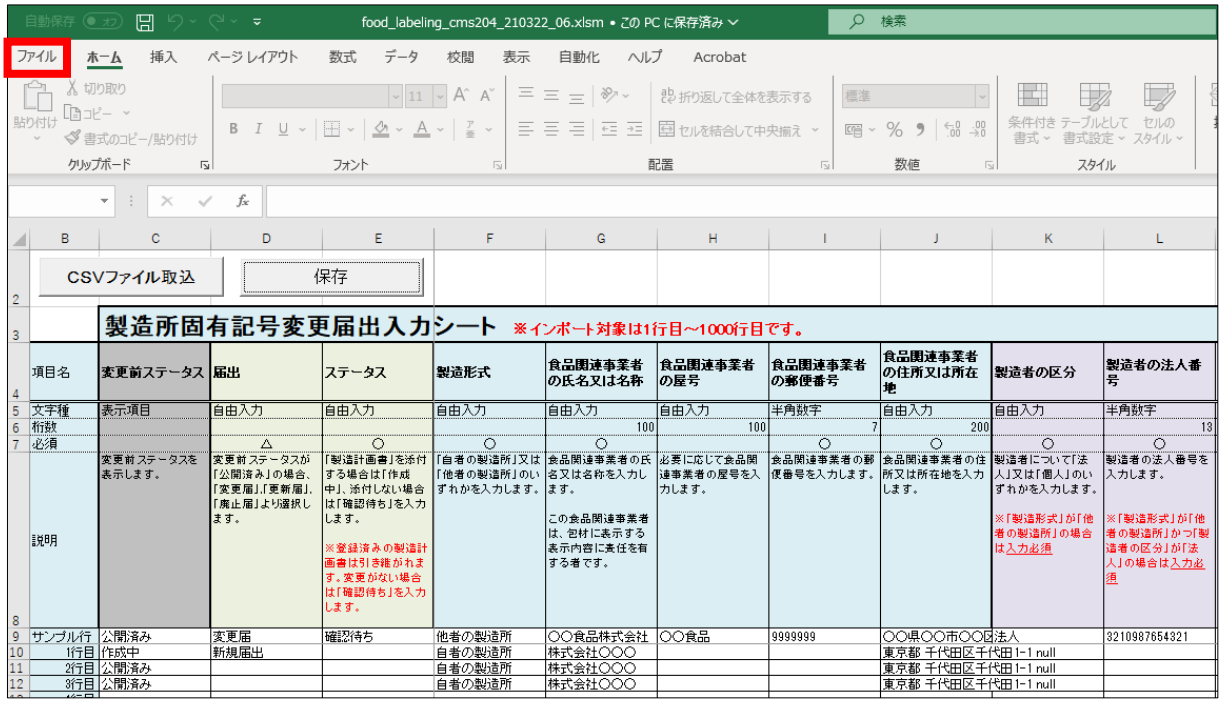
⑤ 製造所固有記号インポートファイルに取り込まれた情報を、項目名「説明」に記載の内容に従い変更します。

・入力データに改行は入力しないでください。
・シートの名称は変更しないでください。
・ファイルを保存する際は、「CSV UTF-8(コンマ区切り)(*.csv)」で保存してください。それ以外で保存した場合、製造所固有記号インポートファイルを登録する際にエラーとなります。

・現在のステータスが「公開済み」の届出情報の変更届・廃止届・更新届の入力および現在のステータスが「作成中」または「差戻し」の届出情報の変更を行うことができます。
・変更届・廃止届・更新届の入力および変更を行わない届出情報は、ステータスを「空白」のままとします。
・製造所固有記号変更届入力シートでは、変更届の「製造所の住所変更」はできません。住所変更は、「製造所固有記号届出(詳細)」画面から行ってください。
・廃止届・更新届は、ステータスを「確認待ち」にします。
・製造計画書の添付については、以下に説明します。
【製造計画書を添付する場合】
製造計画書の添付が必要な届出情報の場合は、ステータスに「作成中」を入力します。
インポート処理が完了後、「製造所固有記号届出(詳細)」画面から製造計画書を添付してください。
※登録済みの製造計画書は引き継がれます。変更がない場合は「確認待ち」を入力します。
【製造計画書を添付しない場合】
製造計画書の添付が不要な届出情報の場合は、ステータスに「確認待ち」を入力します。

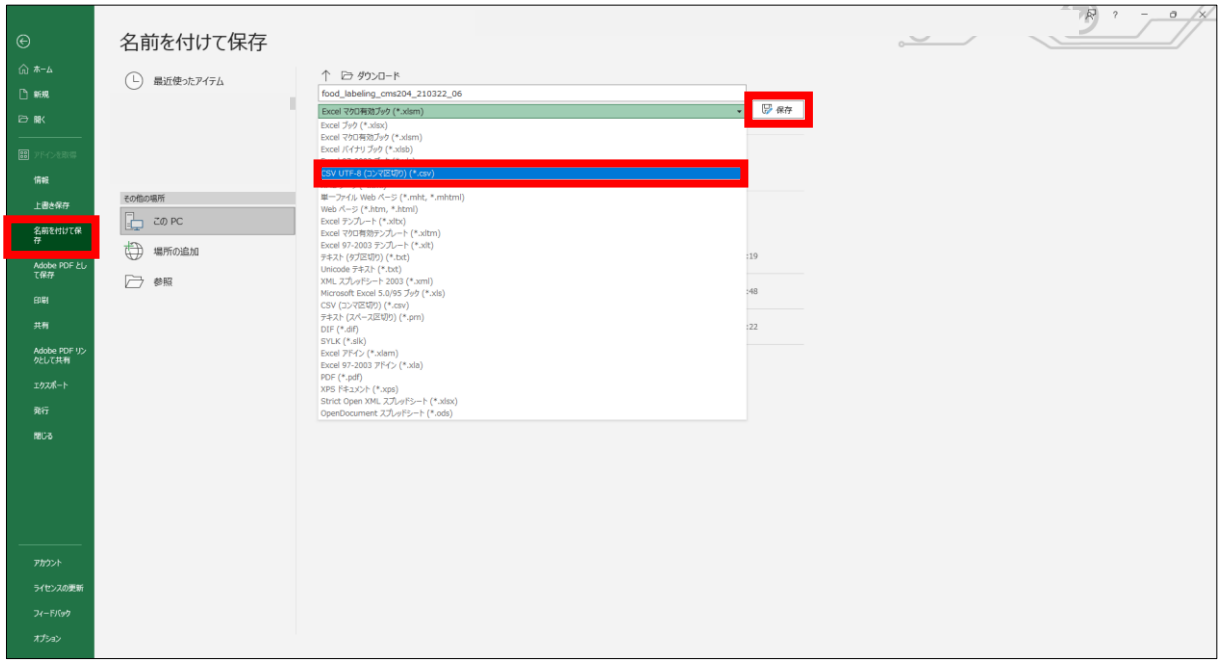
変更前ステータス	届出	ステータス
表示項目	自由入力	自由入力
	△	○
変更前ステータスを表示します。	変更前ステータスが「公開済み」の場合、「変更届」,「更新届」,「廃止届」より選択します。	「製造計画書」を添付する場合は「作成中」、添付しない場合は「確認待ち」を入力します。 ※登録済みの製造計画書は引き継がれます。変更がない場合は「確認待ち」を入力します。
公開済み	変更届	確認待ち
差戻し	新規届出	確認待ち
差戻し	新規届出	作成中
差戻し	新規届出	
差戻し	変更届	確認待ち
差戻し	変更届	作成中
差戻し	変更届	
公開済み		
公開済み	変更届	確認待ち
公開済み	変更届	作成中
公開済み	変更届	確認待ち
公開済み	廃止届	確認待ち
公開済み	更新届	確認待ち
作成中	新規届出	確認待ち
作成中	新規届出	作成中
作成中	新規届出	
作成中	変更届	確認待ち
作成中	変更届	作成中
作成中	変更届	

⑥ ファイルを保存します。Excel のメニューから「ファイル」をクリックします。



⑦ **「名前を付けて保存」**をクリックします。

拡張子を「CSV UTF-8(コンマ区切り)(*.csv)」に変更し、任意の場所にファイルを「保存」します。



ファイルを保存する際は、「CSV UTF-8(コンマ区切り)(*.csv)」で保存してください。それ以外で保存した場合、製造所固有記号インポートファイルを登録する際にエラーとなります。

⑧ 製造所固有記号制度届出データベースにログインし、ホーム画面の上部メニューの**「製造所固有記号インポート」**をクリックすると「製造所固有記号インポート一覧」画面が表示されます。

「製造所固有記号インポート一覧」画面



⑨ 「製造所固有記号インポート一覧」画面から、「インポート」ボタンをクリックします。



⑩ 「製造所固有記号インポートファイル登録」画面の**「ファイルをアップロード」**ボタンをクリックし、「ファイルを開く」画面で、手順 5 で保存した CSV ファイルを指定し、**「開く」**ボタンをクリックします。
「インポートファイル」に、指定した CSV ファイルのファイル名が表示されます。

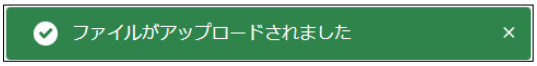
「製造所固有記号インポートファイル登録」画面



「またはファイルをドロップ」の箇所に CSV ファイルをドラッグ&ドロップすることでも、インポートするファイルを指定できます。

⑪「保存」ボタンをクリックすると、CSV ファイルに記入した届出情報が一括登録されます。





⑫「製造所固有記号_届出情報インポート結果」画面に戻ります。一括登録した CSV ファイルの処理状況が「状況」で確認できます。



「状況」のステータスの詳細は以下のとおりです。

ステータス	詳細
処理待ち	届出情報の登録待ちの状態です。
処理済み	届出情報の登録が正常に終了した状態です。
処理エラー	届出情報の登録が正常に終了していない状態です。届出情報の入力内容に誤りがあった場合に発生します。エラー内容を確認して届出情報の修正を行ってください。
異常終了	届出情報の登録が正常に終了していない状態です。製造所固有記号制度届出データベースでエラーが起こった場合に発生します。再度、製造所固有記号インポートファイルの登録を行ってください。

(4) 受付の完了を確認する

① 登録されている担当者(最大 3 名)のメールアドレス宛てに届出情報の変更完了のメールが送信されます。

変更完了メール(件名)

【製造所固有記号制度】届出情報の変更の完了について

変更完了メール(本文)

※本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

○○○○○殿

製造固有記号制度における届出情報の変更が完了いたしました。
お持ちの ID にて「製造所固有記号制度届出データベース」にログインし、御確認をお願いいたします。

届出件数：x 件

受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○
受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○

【注意事項】
本メールは、製造所固有記号制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。
お心当たりがない場合は、メールを破棄してください。

【問い合わせ】
消費者庁 食品表示課 製造所固有記号制度担当

食品表示についてのお問い合わせ受付フォーム
https://contact.caa.go.jp/food_labeling/form-001.html

6-3 届出情報の更新を行う

(1) 届出情報の更新を行う

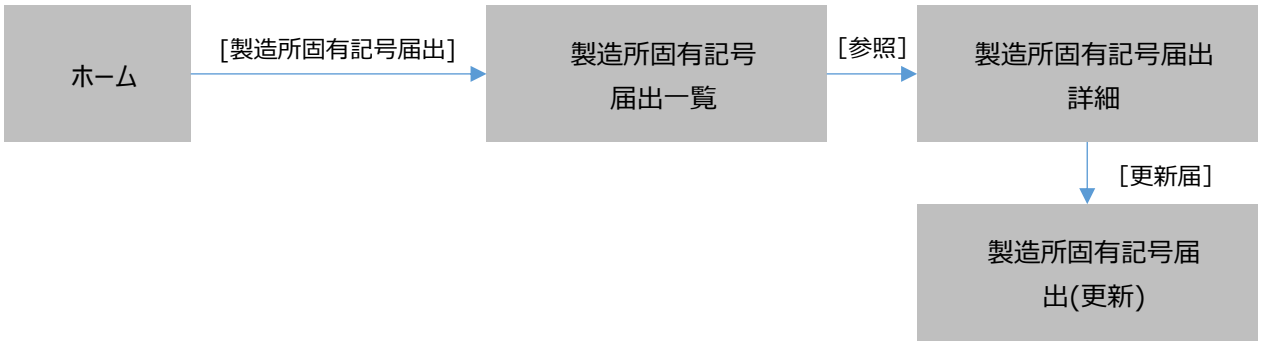
製造所固有記号の有効期間は 5 年で満了となり、有効期間経過後も継続して使用する場合は、届出情報の更新を行います。

【画面の表示】

・ホーム画面の上部メニューの「製造所固有記号届出」をクリックすると「製造所固有記号届出一覧」画面が表示されます。

・「製造所固有記号届出一覧」画面から、更新の届出を行う届出情報の「申請 No」のリンクをクリックすると、「製造所固有記号届出詳細」画面が表示されます。

・「製造所固有記号届出詳細」画面から「更新届」ボタンをクリックすると「製造所固有記号届出(更新)」画面が表示され、製造所に係る届出情報について更新の届出ができます。



①「製造所固有記号届出一覧」画面から、更新する届出情報の**「申請 No」**のリンクをクリックします。

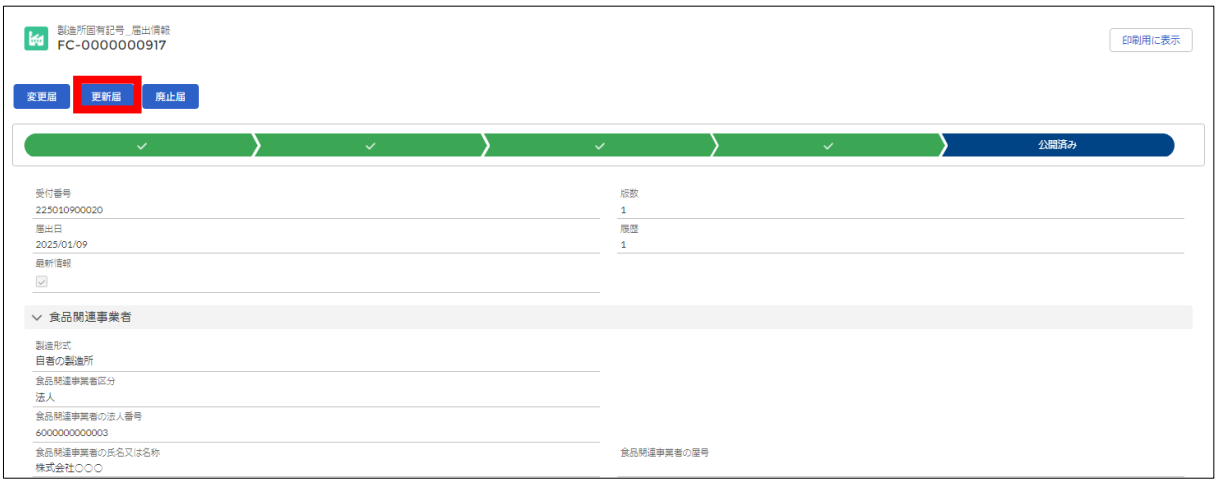
「製造所固有記号届出一覧」画面



「製造所固有記号制度届出データベース」は、届出情報の履歴も保持しているため、変更、廃止、更新の届出を行った場合は、検索結果の一覧に同一の製造所固有記号で複数の届出情報が表示されます。
最新情報区分にチェックがあり、ステータスが「公開済み」で、廃止フラグにチェック無しの届出情報のみ更新の届出ができます。

② 「申請 No」のリンクをクリックすると、「製造所固有記号届出詳細」画面が表示されるので、**「更新届」**ボタンをクリックします。

「製造所固有記号届出詳細」画面



③ 「更新届」ボタンをクリックすると、「製造所固有記号届出(更新)」画面が表示されます。

「製造所固有記号届出(更新)」画面



④ 更新するときは**「送信」**ボタンをクリックします。

「製造所固有記号届出(更新)」画面



更新と変更は同時に行うことができません。更新の届出が完了した後に変更の届出を行ってください。

⑤「送信」ボタンをクリックすると、更新の届出の送信確認メッセージが表示されます。
送信するときは、**「OK」**ボタンをクリックします。
送信をせずに更新の届出を中止するときは、**「キャンセル」**ボタンをクリックします。

「製造所固有記号届出(更新)」画面



⑥「OK」ボタンをクリックして送信が完了すると、「製造所固有記号届出一覧」画面へ戻ります。

「製造所固有記号届出一覧」画面



製造所固有記号_届出情報
すべて選択
新規 データ出力
14 個の項目 • 並び替え基準: 受付番号 • 検索条件: すべての製造所固有記号_届出情報 • 1分前 に更新されました
このリストを検索...

	申請No	受付番号	版数	届出日	製造形式	食品関連事業者の氏名又は名称	製造者の氏名又は名称	製造所固有記号	製造所の名称	更新期限	履歴	届出の種類	最新情報	ステータス
1	FC-0000276546	225041000050	2	2025/04/14	自者の製造所	有限会社○○○○		ＡＢ	有限会社○○○○	2035/03/31	1	新規届出	☑	公開済み
2	FC-0000276528	225041000034	1	2025/04/11	自者の製造所	有限会社○○○○		w	有限会社○○○○	2030/04/10	1	新規届出	☑	公開済み
3	FC-0000276511	225040900027	1	2025/04/10	自者の製造所	株式会社××××		ＡＡ	株式会社××××	2030/04/09	1	新規届出	☑	確認待ち
4	FC-0000276510	225040900026	1	2025/04/10	自者の製造所	株式会社××××		ＡＡ	株式会社××××	2030/04/09	1	新規届出	☑	確認待ち

(2) 受付の完了を確認する

① 登録されている担当者(最大 3 名)のメールアドレス宛てに届出情報の更新完了のメールが送信されます。

更新完了メール(件名)

【製造所固有記号制度】届出情報の更新の完了について

更新完了メール(本文)

※本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

○○○○○殿

製造固有記号制度における届出情報の更新が完了いたしました。
お持ちの ID にて「製造所固有記号制度届出データベース」にログインし、御確認をお願いいたします。

届出件数：x 件

受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○
受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○

【注意事項】
本メールは、製造所固有記号制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。
お心当たりがない場合は、メールを破棄してください。

【問い合わせ】
消費者庁 食品表示課 製造所固有記号制度担当

食品表示についてのお問い合わせ受付フォーム
https://contact.caa.go.jp/food_labeling/form-001.html

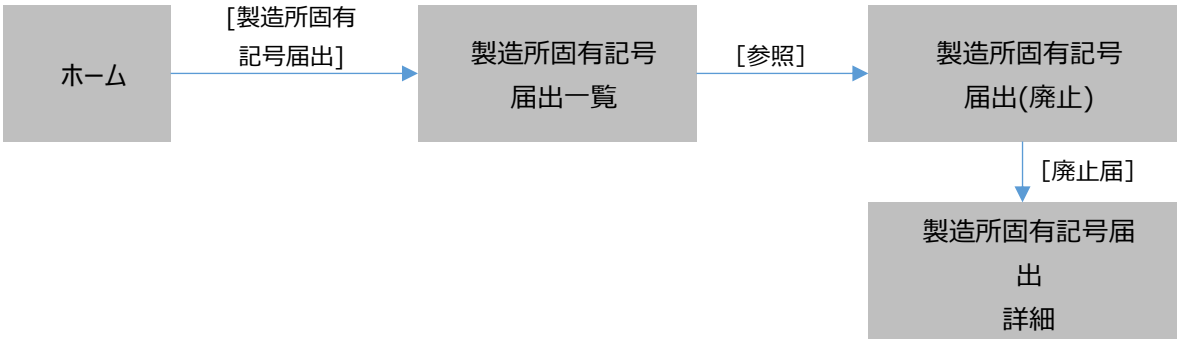
6-4 届出情報の廃止を行う

【画面の表示】

・ホーム画面の上部メニューの「製造所固有記号届出」をクリックすると「製造所固有記号届出一覧」画面が表示されます。

・「製造所固有記号届出一覧」画面から、廃止の届出を行う届出情報の「申請 No」のリンクをクリックすると、「製造所固有記号届出詳細」画面が表示されます。

・「製造所固有記号届出詳細」画面から「廃止届」ボタンをクリックすると「製造所固有記号届出(廃止)」画面が表示され、製造所に係る届出情報について廃止の届出ができます。



①「製造所固有記号届出一覧」画面から、廃止する届出情報の**「申請 No」**のリンクをクリックします。

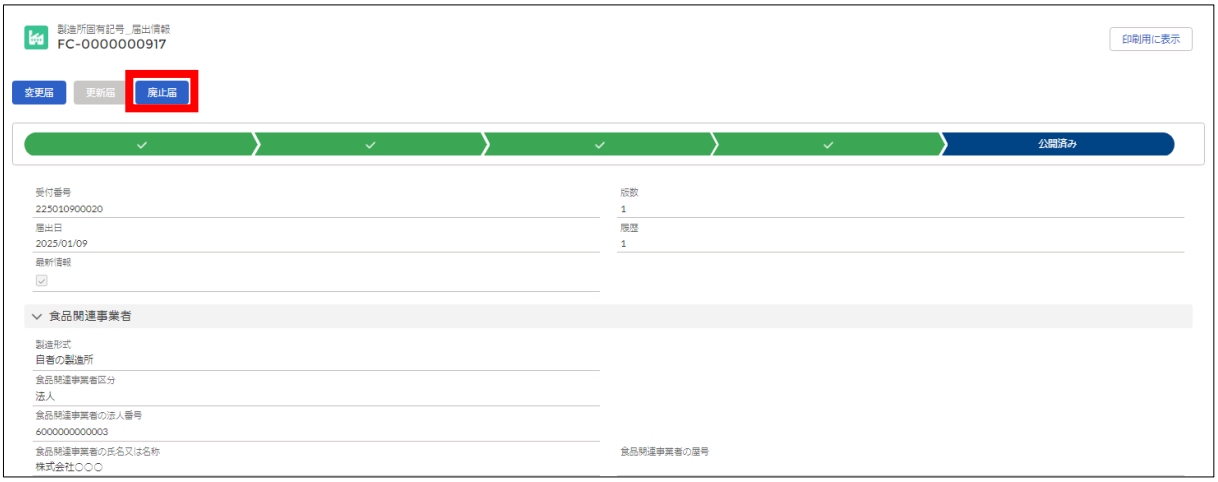
「製造所固有記号届出一覧」画面



「製造所固有記号制度届出データベース」は、届出情報の履歴も保持しているため、変更、廃止、更新の届出を行った場合は、検索結果の一覧に同一の製造所固有記号で複数の届出情報が表示されます。
最新情報区分にチェックがあり、ステータスが「公開済み」で、廃止フラグにチェック無しの届出情報のみ廃止の届出ができます。

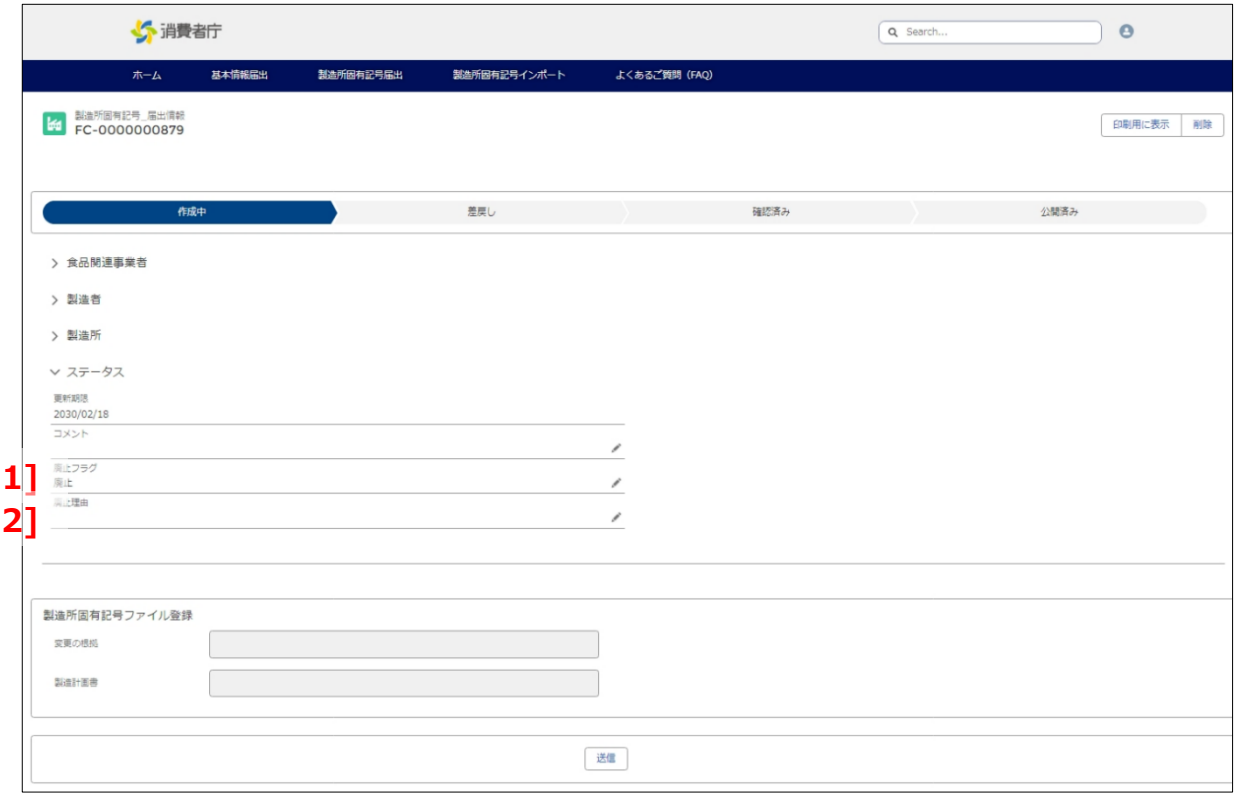
② 「申請 No」のリンクをクリックすると、「製造所固有記号届出詳細」画面が表示されるので、**「廃止届」**ボタンをクリックします。

「製造所固有記号届出詳細」画面



③ 「廃止届」ボタンをクリックすると、「製造所固有記号届出(廃止)」画面が表示されます。**鉛筆マーク** をクリックし、必要事項を入力します。

「製造所固有記号届出(廃止)」画面

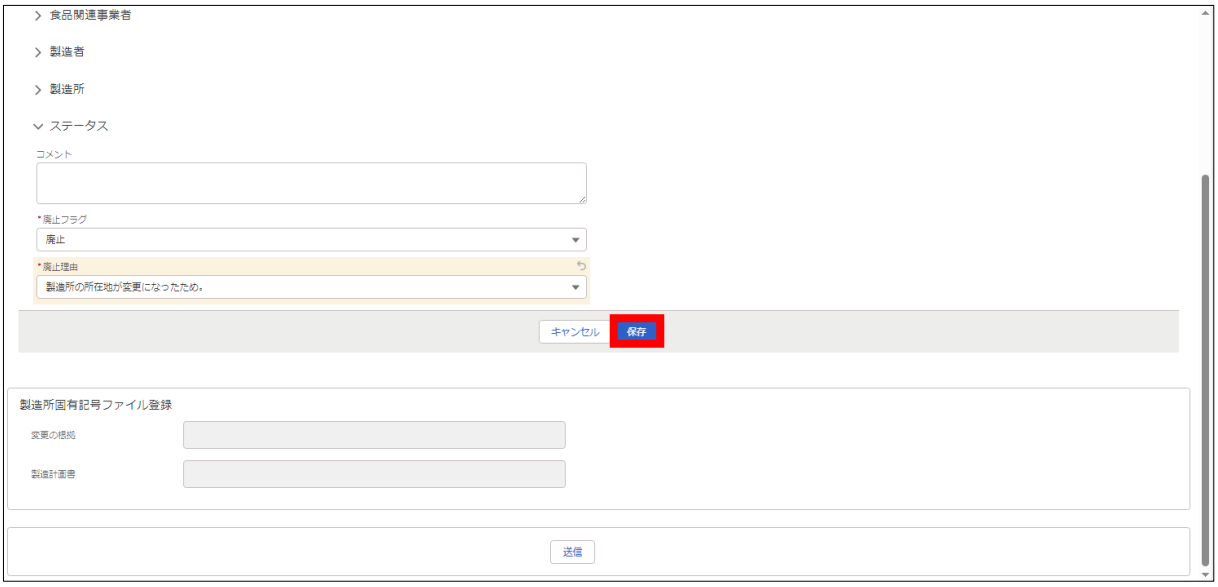


画面項目の説明(＊は入力必須項目)

No.	項目名	説明
[1]	「廃止フラグ」プルダウン(＊)	製造所固有記号の廃止の届出を行うとき、「廃止」を選択します。
[2]	「廃止理由」プルダウン(＊)	製造所固有記号を廃止する理由を選択します。

④ 必要事項を入力したら、**「保存」**ボタンをクリックします。
変更を中止するときは、**「キャンセル」**ボタンをクリックします。このとき、変更した情報は保存されません。

「製造所固有記号届出(廃止)」画面



⑤ **「送信」**ボタンをクリックします。「送信」ボタンをクリックすると、廃止の届出の送信確認メッセージが表示されます。
送信するときは、**「OK」**ボタンをクリックします。
送信をせずにメッセージを閉じるときは、**「キャンセル」**ボタンをクリックします。

「製造所固有記号届出(廃止)」画面



⑥「OK」ボタンをクリックして送信が完了すると、「製造所固有記号届出一覧」画面へ戻ります。

「製造所固有記号届出一覧」画面



⑦ 登録されている担当者(最大 3 名)のメールアドレス宛てに届出情報の廃止完了のメールが送信されます。

廃止完了メール(件名)

【製造所固有記号制度】届出情報の廃止の受付完了について

廃止完了メール(本文)

※本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

○○○○○殿

製造固有記号制度における届出情報の廃止が完了いたしました。

届出件数：x 件

受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○
受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○

【注意事項】
本メールは、製造所固有記号制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。
お心当たりがない場合は、メールを破棄してください。

【問い合わせ】
消費者庁 食品表示課 製造所固有記号制度担当

食品表示についてのお問い合わせ受付フォーム
https://contact.caa.go.jp/food_labeling/form-001.html

6-5 更新期限について

(1) 更新期限のお知らせ

製造所固有記号の有効期間は 5 年で満了となります。更新期限については、メールにてお知らせします。

更新期限のお知らせ(90 日前)について

届出情報の更新期限の 90 日前になると、登録されている担当者(最大 3 名)のメールアドレス宛てに更新が可能となったことをお知らせするメールが送信されます。

更新期限お知らせ(90 日前)メール(件名)

【製造所固有記号制度】更新期限のお知らせ

更新期限お知らせ(90 日前)メール(本文)

※本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

○○○○○殿

以下の製造所固有記号につきましては、更新期限が 90 日前となりましたので、お知らせいたします。
引き続き製造所固有記号を使用する場合は、お持ちの ID にて「製造所固有記号制度届出データベース」にログインし、更新の手続をお願いいたします。

更新期限：xxxx/xx/xx

受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○
受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○

ログイン画面の URL：
https://www.fld.caa.go.jp/seizou/s/login/

【注意事項】
本メールは、製造所固有記号制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。
お心当たりがない場合は、メールを破棄してください。

【問い合わせ】
消費者庁 食品表示課 製造所固有記号制度担当

食品表示についてのお問い合わせ受付フォーム
https://contact.caa.go.jp/food_labeling/form-001.html



有効期間の延長を行う場合は、更新届出を行ってください。

更新期限のお知らせ(30 日前)について

届出情報の更新期限の 30 日前になっても更新されていない場合、登録されている担当者(最大 3 名)のメールアドレス宛てに更新が未実施であることをお知らせするメールが送信されます。

更新期限のお知らせ(30 日前)メール(件名)

【製造所固有記号制度】更新期限のお知らせ

更新期限のお知らせ(30 日前)メール(本文)

※本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

○○○○○殿

以下の製造所固有記号につきましては、更新期限が 30 日前となりましたので、お知らせいたします。
引き続き製造所固有記号を使用する場合は、お持ちの ID にて「製造所固有記号制度届出データベース」にログインし、更新の手続をお願いいたします。
更新期限までに更新の手続が行われなかった場合は、自動的に廃止の取扱いとなりますので、
御注意ください。

更新期限：xxxx/xx/xx

受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○
受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○

ログイン画面の URL：
https://www.fld.caa.go.jp/seizou/s/login/

【注意事項】
本メールは、製造所固有記号制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。
お心当たりがない場合は、メールを破棄してください。

【問い合わせ】
消費者庁 食品表示課 製造所固有記号制度担当

食品表示についてのお問い合わせ受付フォーム
https://contact.caa.go.jp/food_labeling/form-001.html



有効期間の延長を行う場合は、更新届を行ってください。

(2)　届出情報の廃止のお知らせ

更新期限を過ぎた場合、届出情報は自動的に廃止となり、登録されている担当者(最大 3 名)のメールアドレス宛てに廃止手続完了のメールが送信されます。

廃止手続完了メール(件名)

【製造所固有記号制度】届出情報の廃止のお知らせ

廃止手続完了メール(本文)

※本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

○○○○○殿

以下の製造所固有記号につきましては、更新期限を経過いたしましたので廃止の手続きを行ないました。
製造所固有記号を使用する場合は、新たに届出を行う必要があります。

廃止した製造所固有記号

受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○
受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○

ログイン画面の URL：
https://www.fld.caa.go.jp/seizou/s/login/

【注意事項】
本メールは、製造所固有記号制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。
お心当たりがない場合は、メールを破棄してください。

【問い合わせ】
消費者庁 食品表示課 製造所固有記号制度担当

食品表示についてのお問い合わせ受付フォーム
https://contact.caa.go.jp/food_labeling/form-001.html

廃止手続が行われた場合、その製造所固有記号は使用することができません。製造所固有記号を使用する場合は、廃止手続が行われた製造所固有記号と異なる製造所固有記号により、改めて届出を行う必要があります。